

鹿児島県児童クラブ連絡協議会第10回総会



と き 2016 (平成28) 年6月12日 (日)
 ところ 鹿児島市「鹿児島県労働福祉会館 7Fホール」
 (〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5-7)

日 程 13:00～ 受 付
 13:15～ 開 会 会長あいさつ
 13:25～14:10 第10回総会
 議長選出あいさつ
 来賓あいさつ
 第1号議案 2015年度活動の報告
 第2号議案 2015年度決算と会計監査報告について
 第3号議案 2016年度事業計画と予算(案)について
 第4号議案 規約改正(案)
 第5号議案 役員改選 新旧役員あいさつ
 その他
 閉会あいさつ

【第二部】総会記念講演会

14:00～ 受 付
 14:30～ 開会あいさつ
 14:35～16:00 記念講演 河野 伸枝さん
 (埼玉県原市場学童保育所 かたくりクラブ支援員)
 16:00～16:30 意見交換
 16:30 閉会あいさつ

学童保育の課題と2015年度活動の報告

はじめに

国が推進する「子ども・子育て支援新制度」によって、学童保育は2015年4月1日から新たな制度・施策が開始されました。新制度は、今日の保育や子育てをめぐる「待機児童問題」等の解決のために、消費増税を財源に保育所・学童保育等に新しい仕組みを導入するものです。

学童法保育においては、市町村が実施主体となり「子ども・子育て支援事業計画」（5年ごと）が義務づけられ、対象児童が小学校6年生まで引き上げられ、国が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、市町村が学童保育の基準を条例で定めました。また、学童保育の保育内容に関する「放課後児童クラブ運営指針」を定めています。

「放課後子ども総合プラン」により、「放課後子供教室」との「一体化」を進める地域もあり、動向が懸念されます。「放課後子供教室」とは連携を図りながらも学童保育を拡充することが必要です。

学童保育のニーズがますます高まるいま、学童保育を実施するにあたっては、市町村が制定した「条例基準」と国が制定した「放課後児童クラブ運営指針」により、質の確保された実施・運営が求められます。と同時に、国と自治体の責任で「条例基準」と「運営指針」の内容が実施できるように予算措置を含めて、条件整備を図っていくことが必要です。

また、「放課後児童支援員認定資格研修」では、「運営指針」の理解が必須とされ、指導員の質の確保が求められてきていますが、受託団体の学童保育の対する理解の違いが大きく影響し、「育成支援の内容等の共通理解」や「職務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得」を危うくするような事態が起こっています。さらに認定資格研修内容の質の確保では、都道府県による実施のばらつきのあることに加えて「研修ガイドライン」に示されたシラバスに沿わないものや逸脱も見られたり、「修了レポート」すらない地域も見られるなどの現状も指摘されてきています。

1. 学童保育をめぐる現状と課題

全国学童保育連絡協議会が行った2015年度の実施状況調査の結果では、はじめて学童保育利用児童数が100万人を超えました。2014年に集計された学童保育の見込み量では、5年後には124万人になるとされており、さらに利用児童数が増えていくことが予想されます。

本県内では、2015年5月現在、学童保育の実施状況は19市・20町・1村で435か所（前年比34増）、入所児童数は1万6,079人（前年比1,673人増）となっています。共働き家庭の増などを背景に、本県でも児童クラブ（学童保育）の設置数は年々増加していますが、本県における学童保育の現状は、全国学童保育連絡協議会調査による設置率平均が124.2%（1校区に複数の学童保育があります。）であるのに対して、鹿児島県の設置率は82.4%で、最下位に属します。

必要とされるところで学童保育ができていない実態にあり、行政による助成や施策の違いもあって地域格差も大きいものがあります。

学童保育の「子ども・子育て支援新制度」における課題では、以下のような点が指摘されます。

- ① 各自自治体では、保育・保育所の必要性の「認定」のほうが大きな問題になっていて、小学生の放課後の施策については二の次になりがちとなっている。
- ② 財政措置は、市町村にも3分の1の負担がある制度となっているため、市町村の学童保育に対する考えや方針、政策優先度などに大きく左右されている実態があり、特に指導員の「処遇改善等事業」では、市町村負担分に対応できず、改善の遅れが顕著に現れている。
- ③ 条例で決めた基準をめぐっては、必要とする子どもたちがみんな入れるよう、集団の規模の上限を守った学童保育の必要な数の整備をはかること。

・厚労省の調査で「利用できなかった児童数（待機児童数）」が1万7000人近く（本県では565名）いる。「待機児童」の定義があいまいであり、「潜在的な待機児童」が多いこと、大規模化などのさまざまな問題を抱えている現状が広く知られるようになってきた。

・生活の場としての専用室が確保されていない、「おおむね40人以下」という「支援の単位」は書類の上のみで、事実上は大規模学童保育が残されている。

・小学校の統廃合により小規模学童（10人以下）の開設・維持ができなくなっている。

・不十分な水準・現状より低い水準に基準に対しては、学童保育はどうあるべきか、広範な合意のもの「最低基準」を策定すること。

④ 学童保育が、市町村の行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、市町村は、必要な家庭が利用できるように、情報の収集、提供、相談、助言、あっせん、調整を行うこと。

⑤ 認定資格研修について、全ての指導員が5年以内に修了するための計画と必要な予算の確保、及び研修内容・講座の検証をすること。

⑥ 指導員の資質向上研修では、すべての市町村から計画的に現任者研修に参加できる初任者研修と中堅者研修などを地域の実情に応じて実施・計画すること。

⑦ 「放課後子ども総合プラン」では、学童保育と「放課後子供教室」との場所も指導員・スタッフも対象とする子どもも一緒に実施する「一体化」ではなく、必要な「連携」にとりくみ、学童保育と「放課後子供教室」それぞれを拡充すること。

・「放課後子供教室」との「一体化」はできない。

・学校施設等の積極的な活用など、それぞれの地域で、学童保育の量的拡充に結びつくよう、効果的な対応をすすめること。

以上のように、新制度の施行に伴う学童保育の現状と課題を踏まえて、施行にあたって起きている課題や現状を検証するとともに、「運営指針」が示すよりよい学童保育の制度・仕組みとなるように国・県・市町村への働きかけを強めていかなければなりません。

鹿児島県児童クラブ連絡協議会ではこの1年間、国の新しい子育て支援策の動きと県及び市町村の学童保育施策の課題等一特に広域行政としての鹿児島県の役割と事業主体である市町村の責務について、県の少子化対策課への要望と意見交換、県議会議員のみなさんとの懇談会等をとりました。

認定資格研修実施にあたっては、県の担当課及び県保育連合会と県連の3者による「企画検討委員会」により、9月鹿児島市、11月奄美大島市、2月霧島市で開催されてきました。

また、各種研修会では、各地域連絡会ごと、ブロック別研修会は11月に北薩地区・南薩・霧島地区においてとりくみ、3月の新年度を控えての第9回指導員・学童保育研修会には未加盟クラブから多くの指導員の参加がありました。

2. 2015年度活動報告

2015年

- 5月19日 2014年度県連絡会第4回運営委員会・役員会（第6回）
（鹿児島市「県青少年会館」／加来 有川 小牧 下園 池田 田間 続）
- 6月5日 県庁青少年男女共同参画課と支援員認定資格研修検討会（県庁／加来 田間 続）
9日 鹿児島県連協会計監査（青葉児童クラブ／東 鶴園 田間 続）
14日 第9回鹿児島県児童クラブ連絡協議会総会&総会記念講演会
（鹿児島市「県青少年会館」／29クラブ 65名 講演会 130名）
20日 「第8回きりしま学童子どもまつり」（国分総合体育館／13クラブ・759名）
28日 奄美地域連協「指導員研修会」
- 8月10日 県連ニュースNo. 44
20日 おおすみ学童保育の会「夏休み児童スポーツ交流会」
（鹿屋市「串良平和アリーナ」／13クラブ 530名）
- 9月5-6日 全国連絡会9月全国運営委員会（東京／加来）
27日 第40回 全国学童保育指導員学校（九州会場）（福岡／999名）鹿児島県 40名
- 10月2日 2015年度県連絡会第1回運営委員会（鹿児島市「県青少年会館」／加来 有川 小牧 田間 続）
15日 鹿児島県放課後子ども総合プラン推進委員会（県庁／加来 田間）
- 11月6日 全国連協「2015年総会」・全国運営委員会（大阪／加来 有川）
7-8日 第50回全国学童保育研究集会 in 大阪（大阪／鹿児島から参加 13名）
22日 2015年秋ブロック別指導員研修会（霧島地区）（霧島市「みそめ館」／26クラブ 65名）
22日 2015年秋ブロック別指導員研修会（北薩地区）（薩摩川内市「セントピア」／21クラブ 43名）
23日 2015年秋ブロック別指導員研修会（南薩地区）
（南さつま市「加世田中央公民館」／10クラブ 15名）

- 12月5-6日 全国連絡会12月全国運営委員会(東京/田間)
 6日 鹿屋市学童保育連絡会「白石正久講演会—‘15 発達障がいの学習会(学童期)」
 (鹿屋東地区学習センター/95名)
 19-20日 全国運営委員会九州ブロック会議[熊本会場](熊本市/有川 田間)
 25日 2015年度県連絡会第2回運営委員会
 (鹿児島市「県青少年会館」/加来 有川 小牧 岩元 田間 続)
 28日 全国連協、厚生労働省・内閣府・文部科学省要請行動(東京)

2016年

- 1月5日 県連ニュースNo. 45
 20日 2015年度県連絡会第3回運営委員会
 (鹿児島市「県青少年会館」/加来 畠中 川元 有川 小牧 下園 川内 田間 続)
 20日 県主催「放課後子ども総合プラン推進研修会」講演会(鹿児島市「自治会館」/)
 鹿児島県放課後子ども総合プラン推進委員会(第2回)(鹿児島市「自治会館」/加来 田間)
 26日 自民党県議団「子供・子育て環境対策調査部会」との懇談会(県議会棟/加来 有川 田間 続)
 会 長 寺田洋一(鹿児島市・郡区)
 会長代行 日高 滋(西之表市・郡区)
 副会長 桑鶴 勉(鹿児島市・郡区) 宝来良治(鹿児島市・郡区)
 長田康秀(鹿児島市・郡区) 郷原拓男(鹿屋市・垂水市区)
 幹事長 中村素子(阿久根市・出水郡区)
 事務局長 堀口文治(出水市区)
 鹿児島県少子化対策係への要望と意見交換会(県庁/加来 有川 中村 田間 続)
 2月6-7日 全国連協 2月全国運営委員会(東京/加来)
 19日 2015年度県連絡会第4回運営委員会
 (鹿児島市「県青少年会館」/加来 畠中 有川 小牧 川内 田間 続)
 23-26日 放課後児童支援員認定資格研修会・霧島会場
 23日 真田・河野さんを「囲む会」(霧島市/)
 3月10日 2016(平成28)年度放課後児童支援員の認定資格研修及び現任研修に係る企画検討会
 (県庁/加来 有川 田間 続)
 13日 2015年度(第9回)新年度を控えての指導員&学童保育研修会
 (鹿児島市「県青少年会館」/53クラブ110名)
 4月2日 県連絡会事務局(役員会)(加治木町/加来 有川 田間 続)
 9-10日 全国連協 4月全国運営委員会(東京/加来 田間)
 22日 県連協第5回運営委員会(鹿児島市「県青少年会館」/加来 有川 田間 続)
 25日 県連ニュースNo. 46
 5月9日 県少子化対策係との意見交換(県庁/加来 有川 小牧 田間 続)
 13-14日 全国連協5月合宿研 5月全国運営委員会(愛知県/加来)
 27日 県連協第6回運営委員会
 (鹿児島市「県青少年会館」/加来 畠中 小牧 川元 有川 中村 川内 田中 田間 続)
 27日 2016(平成28)年度放課後児童支援員の認定資格研修及び現任研修に係る企画検討会
 (県庁/加来 有川 小牧 中村 田間 続)

3. 放課後児童の鹿児島県支援認定資格研修

研修日程			
研修名	期間	場所	定員
第1回認定研修 (鹿児島会場)	9月1日(火) ～9月4日(金)	鹿児島大学法文学部 201講義室	220名
第2回認定研修 (大島会場)	11月9日(月) ～11月12日(木)	県大島支庁奄美会館 会議室	40名
第3回認定研修 (霧島会場)	2月23日(火) ～2月26日(金)	国分シビックセンター 多目的ホール	180名

- ◆委託先 鹿児島県保育連合会
〒890-0063 鹿児島市鴨池2丁目30-8 (県老人福祉会館2階) TEL 099(812)2099
- ◆申込み先 各市町村子育て支援担当窓口

4. 子育て支援員研修

[基本研修]

日時：2016(平成28)年1月16日(土)～1月17日(日)午前

会場：鹿児島県庁2階講堂 定員：200

[専門研修【放課後児童コース】]

日時：2016(平成28)年1月17日(日)午後～1月23日(土)

会場：鹿児島県庁 定員：100

5. 各地域連絡協議会の活動報告

【奄美地区児童クラブ連絡会】

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 2015年6月13日 | 奄美地区児童クラブ連絡会総会 |
| 28日 | 地区連研修会 |
| 7月9日 | 指導員研修会(支援を必要とする子どもたち) |
| 24日 | 地区連交流会(住用/350名) |
| 10月13日 | 指導員研修会(保育誌で学ぼう～安心できる場所だったからこそ) |
| 12月25日 | 地区連クリスマス交流会(270名) |
| 2016年2月9日 | 指導員研修会(保育誌で学ぼう～アレルギーについて) |
| 4月24日 | 指導員研修会(講師/河野伸枝さん) |

【薩摩川内市放課後児童クラブ連絡協議会】

■ 2015年度各種研修会参加者集約

日程	地区名	参加者	日程	地区名	参加者	
2015年6月14日	霧島	45	2015年11月22日	薩摩川内市「セントピア」	薩摩川内市 33	
第9回総会記念講演会 講師：永松範子	鹿屋市・肝属	25	ブロック別指導員研修会 (北薩地区) 講師：片山恵子		出水市 3	
	薩摩川内	18			いちき串木野・日置	
	志布志・曾於	8			さつま町	6
					奄美	1
会場：県青少年会館	南さつま	5	(霧島地区)			
	奄美市	1		霧島市「みそめ館」	霧島市 59	
	日置市	5			始良市 6	
	始良市	10	2015年11月23日	南さつま市「加世田中央公民館」		
			(南薩地区)		15	
			講師：福元 巧			
			田間美沙緒			
	計	117		計	123	
日程	地区名	参加者	日程	地区名	参加者	
2015年12月13日	鹿屋市	95	2016年3月13日	霧島市	48	
鹿屋市学童保育連絡会・ 公開講座 講師：白石正久			第9回新年度を控えての 指導員&学童保育研修会 基調講演：熊谷良子 基礎講座 実践講座 理論講座	鹿屋市・垂水市	13	
				薩摩川内市・さつま町	9	
				志布志市・曾於市	3	
				始良市	12	
			日置市・いちき串木野市	4		
			南さつま・指宿・南九州	4		
			西之表市・徳之島	4		
			奄美地区	2		
	計	95		計	99	
				総計	434	

■ 鹿屋市学童保育連絡会 2015年度「発達障がい」の学習会（学童期向け）」

- 2015年9月9日（水） 「発達障がいとは（LD、AD/HD、自閉症の理解）」
講師（助言者） 山田良枝先生（鹿屋養護学校・特別支援教育コーディネーター）
- 10月7日（水） 「障がいの特徴と対処方法、リハビリテーションの実際」
講師（助言者） 田中美保先生（福田病院医師）
- 11月11日（水） 「障がいのある子どもの受け入れと生活づくり（事例報告に基づいて実践交流）」
講師（助言者） 木村恵子先生（学童保育うと園長）
江之口博行先生（肝属地区障がい者総合支援センター相談支援専門員）
- 12月6日（日） 「発達を学ぶと見えてくる子どもの願い～放課後における発達支援の基本的視点」（公開講座）
講師 白石 正久先生（龍谷大学社会学部臨床福祉学科教授）

◇主催／鹿屋市学童保育連絡会

◇後援／おおすみ学童保育の会 鹿児島県児童クラブ連絡協議会 鹿屋市 肝属地区障がい者総合相談支援センター

6, 2015年度役員体制

2015年鹿児島県児童クラブ連絡協議会役員名簿

	氏名	所属	連絡先	FAX E-mail	ブロック・地域連 協
会 長	加来 宗暁	高陵寺学童クラブ	0995-59-2232	0995-59-2924	霧島
副 会 長	畠中 親徳	高山学童クラブ	0994-65-1308		肝属
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	099-477-0568	099-447-0518	曾於
	花木 広昭	障害児学童「ひまわり」			障害児保育 鹿児島連
	小牧 利明	黒木わいわいクラブ	0996-55-1960	0996-55-1960	北薩
事務局長	続 博治	宮内児童クラブ	0995-43-8135	0995-73-5522	霧島
事務局次長	有川 文人	寿学童育成クラブ	0994-40-0963	0994-40-0961	肝属
	中村 雅之	根占学童ひまわりクラブ	0994-24-5656	0994-24-5656	肝属
運営委員	川元 和朗	笠之原児童育成クラブ	0994-42-2919	0994-43-9355	肝属
	船隈 洋見	こばと児童クラブ	0994-42-4480	0994-42-4440	肝属
	藤園 智信	花岡児童育成クラブ	0994-46-3764	0994-46-2355	鹿屋
	野平 稔泰	わかば児童クラブ	0994-44-5234		鹿屋
		大口市障害児学童クラブス テップ	0995-22-5308	0995-22-2625	始良・伊佐
	新宮 邦久	なんこう放課後児童クラブ	099-476-0025		曾於
	下園駿太郎	内山田フレンドクラブ	0993-52-3634	0993-52-3281	南薩摩
	川内美和子	あおぞら児童クラブ	0997-52-1288		奄美
指導員代表	川添 房子	花岡児童育成クラブ	0994-46-3764	0994-46-2355	肝属
会 計	田間美沙緒	青葉児童クラブ	0995-45-7800	0995-45-7800	霧島
会計監査	隈本 智子	高陵寺児童クラブ	080-2722-9298		霧島
	鶴園 啓太	にしはら学童育成クラブ	0994-45-5215		鹿屋
月刊『学童 ほいく』誌 担当	池田まゆみ	上小川児童クラブ	0995-50-3840	0995-50-3840	霧島
	川添 房子	花岡児童育成クラブ	0994-46-3764	0994-46-2355	肝属
	木佐貫里美	寿学童育成クラブ	0994-40-0963	0994-40-0961	鹿屋
	小牧恵美子	黒木わいわいクラブ	0996-55-1960	0996-55-1960	北薩
	会計:岩元 順子	向花小児童クラブ	0995-45-8785	0995-45-8785	霧島

2015年度決算と会計監査報告について

鹿児島県児童クラブ連絡協議会2015年度収支決算				
収入の部				2015年4月1日～2016年3月31日
科 目	2015年度予算	2015年度実行額	差引額	摘 要
前期繰越金	22,068	22,068	0	2014年度繰越金
会 費	620,000	718,000	98,000	1万円×67クラブ 5千円×8クラブ 2千円×4クラブ
研修会参加費	250,000	197,100	△ 52,900	6/14総会・記念講演会(鹿児島市) 11/22ブロック別指導員研(霧島・北 薩)11/23(南さつま) 3/13指導員研修 会(鹿児島市)
雑収入	215,932	170,042	△ 45,890	月刊学童ほいく還元金、利息ほか
書籍売り上げ		135,000		総会講演会講師書籍売り上げ
寄付金	1,000	24,500	23,500	
合 計	1,109,000	1,266,710	157,710	
支出の部				
科 目	2015年度予算	2015年度実行額	差引額	摘 要
全国連協会費	30,000	30,000	0	全国連加盟負担金 2015年度会費
事務消耗・需用 費	20,000	16,084	3,916	事務用品費 消耗品費
	15,000	131,000	△ 116,000	書籍代(講師講演時書籍代)
会議費	50,000	96,540	△ 46,540	会場費(総会、ブロック別指導員研修 会)、茶菓子代ほか
旅費	130,000	112,500	17,500	県連役員会・運営委員会旅費(H26年 度・H27年度分)
通信・印刷費	250,000	198,361	51,639	郵メール・切手・ハガキ・振込手数 料、携帯HP維持経費、総会・研修会資 料・ニュース作成印刷等
活動・研修費	250,000	207,830	42,170	総会記念講演会・指導員研修会講師旅 費、事務文書作成費
事務局費	360,000	360,000	0	15年度事務局活動費
予備費	4,000	0	4,000	
合 計	1,109,000	1,152,315	△ 43,315	
(前期繰越金)	(収入合計)	(経費合計)	差引次期繰越金	
¥22,068	¥1,244,642	¥1,152,315	¥114,395	通帳残高114,395円 (2016年3月31日現在)

2016年度事業計画と予算（案）について

はじめに

現在、政府は「放課後子ども総合プラン」で定めた、学童保育の利用児童数を2019年度末までに新たに30万人増やして122万人とする目標の実現とあわせて、厚生労働省令で「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が策定され、「放課後児童クラブ運営指針」も策定されました。今後、省令基準と運営指針に沿った「一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る」として、学童保育の質の向上も図ろうとしているところです。

さらに、安倍政権が緊急施策としてすすめる『「一億総活躍」社会の実現に向けた厚生労働省の考え方』において、「保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充」が「働き方改革・両立支援」と「総合的子育て支援」の両方の「対策の方向性」として示されています。緊急対策とりまとめには、「ひとり親家庭の支援」「子どもの貧困への対応」などが提起されていますが、この実現には、学童保育の拡充が必要です。

しかし、学童保育はまだ「発展途上」の段階であり、量的・質的な拡充に向けた課題は山積しています。

「子ども・子育て支援新制度」の実施を受け、「運営指針」や認定資格研修の内容が示され、学童保育では、これらの実施を受けて、私たちが望む学童保育の実現のため、より一層の制度的・財政的拡充を求めることが課題となってきています。共働き・ひとり親家庭等の子どもたちの放課後と学校休業日の生活を守り、このことを通して保護者の働く権利と家族の生活を守るという学童保育の役割をあらためて確認することが必要です。

また、この役割を發揮するために「放課後の生活の内容をつくる」「それぞれの学童保育を改善する」「学童保育全体をよくする活動にとりくむ」ためには、保護者と指導員の協働が欠かせないことであり、これを運動の中心に据え、全国各地の学童保育連絡協議会と連携しながら情報を発信していくことが重要になっています。

今後、学童保育を実施するにあたっては、市町村が制定した「条例基準」と国が制定した「放課後児童クラブ運営指針」により、質の確保された実施・運営が求めているかなければなりません。と同時に、国と自治体の責任で「条例基準」と「運営指針」の内容が実施できるように予算措置を含めて、条件整備を図っていくことが必要です。「新制度」2年目を迎え、各地域での「新制度」の問題点やどのような課題があるのか、「条例基準」や「運営指針」を実践しながら検証していくことが求められているところです。

そのために、私たちがこれまで大切にしてきた、一人ひとりの子どもに寄り添い、受け止め、理解しようとする、学童保育の実践と運動が作りあげてきた次の貴重な財産を踏まえて、さらに発展させていきたいと思います。

○私たち自身が学童保育の現場で豊かな実践と運営を積み重ねながら、私たちが求める学童保育と、その必要性を社会的な合意にしてきたこと。国や自治体の動向をていねいにつかみながら、ねばり強く要求と運動をつくってきたこと。

○運動の推進力の基本として、保護者同士、保護者と指導員の共同の組織である父母会（保護者会）や連絡協議会をつくってきたこと。父母会（保護者会）で保護者と指導員が協力・協同しながら「私たちが求める学童保育とは」を絶えず確かめてきたこと。父母会（保護者会）と連絡協議会を活性化し、足元から具体的でていねいな運動を展開してきたこと。

○つくり運動・改善運動・内容充実の運動を強力に推進し、自治体の施策の確立と国の制度確立の運動を統一させながらねばり強く運動してきたこと。

全国連絡会や県連絡会を通じてとりくんできたこれらの運動と実践の成果を土台に、さらに大きく着実な一歩を踏み出していきたいと思います。

1. 積み上げてきた実践と成果を土台に、さらに大きく着実な一歩を踏み出そう！

(1) 「新制度」の開始により急増する入所児童数

今年度、入所児童数が急増したとはいえ、待機児童もふえており、まだ学童保育の枠数が足りないのが実態です。

全国学童保育連絡協議会が昨年5月1日現在での学童保育実施状況か所数調査において、学童保育はまだまだ不足しており、入所できない子ども（潜在的待機児童）が大勢いること、また下記の点も明らかになってきました。

◇学童保育のない区町村がまだ1割弱あります（130区町村）。

◇市町村内に学童保育があっても、住んでいる小学校区内に学童保育がないところが3284校区あります（小学校校区数の16%）。

◇保育所を卒園して小学校に入学した子どもの8割弱が利用していると推測されます。2015年3月に保育所を卒園して小学校に入学した児童数約44万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約34万人。保育所卒園児数の77%です。

◇母親が働いている小学校低学年の子ども(末子)のうち、学童保育に入所している子どもは4割弱(39.4%)です。低学年に限っても「潜在的な待機児童」は約40万人以上と推測されます。

【参考資料】

共働き・ひとり親家庭等の子どもで、学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。保育所は、国をあげて「待機児童ゼロ作戦」が展開されていますが、学童保育は、これまで「定員」「規模」などの定めや基準がなかったために(*)、「待機児童」が生まれる一方で、児童数が多い大規模な学童保育も広範囲に広がっています(*2014年4月に「支援の単位を示した」「省令」が定められ、これにもとづいて各市町村〔特別区も含む〕が条例を定めました)。

また、学童保育は入所申し込みの方法などがさまざまです。4割弱を占める公営の学童保育は市町村に申し込みますが、6割を占める民営の学童保育は運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握することに困難があります。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。児童福祉法第21条の11)も市町村の仕事とされましたが、具体的な収集の方法などは決められておらず、十分に把握できているのか、依然として明確になっていません。

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ()内は%

	2013年調査	2014年調査	2015年調査
把握している	1268 (78.7)	1258 (78.1)	1329 (82.5)
待機児童がいない	975	942	986
待機児童がいる	293	316	343
待機児童数	6944人	9115人	15533人
把握していない	279 (17.3)	307 (19.0)	227 (14.1)
未回答	65 (4.0)	46 (2.9)	55 (3.4)
合計	1612	1611	1611

注)割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%になりません。

2012年に全国学童保育連絡協議会が実施した詳細な実態調査では、自治体が待機児童を把握している方法を調べました。「運営主体や各施設に申告するよう依頼している」「運営主体や各施設から報告があれば把握している」では、十分に把握できない可能性があります。「その他」の多くは、「公営なので」「市が受付・決定している」などの回答が190自治体、「定員がないので待機児童はいない」の回答が29自治体などでした。

民営の学童保育に対する自治体の待機児童の把握の方法 ()内は%

待機児童の把握の方法	自治体数
運営主体や各施設に問い合わせをしている	154 (23.2)
運営主体や各施設に申告するよう依頼している	121 (18.3)
運営主体や各施設から報告があれば把握している	109 (16.5)
その他	278 (42.0)
合計	662

*待機児童を把握している自治体のうち、662自治体が回答(全国学童保育連絡協議会・2012年調査より)

(2) 施設・整備などの条件整備の改善を

「省令基準」では「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と規定されました。全国連の実施状況調査結果では、45人以下の学童保育が前年比で4150か所増えていますが、一方で46人以上の大規模学童保育は7501か所、71人以上の特に大規模な学童保育は1481か所ありました。

県内においては、46人以上の学童保育は435か所の中で120か所、71人以上の学童保育は6か所ありました。

実質的な大規模学童保育を解消するためには、学童保育を「支援の単位」ごとに、

- ア、継続的に基礎的な生活単位(生活集団)が分かれていること
- イ、基礎的な生活を送る空間、場所、施設・整備が分かれていること
- ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること

の3点を守って整備していくと同時に、人数規模の上限を守りながら、必要な学童保育の数を増やしていくことが不可欠です。

(3) 保護者負担

保護者負担5割という国の受益者負担の考え方の影響もあり、公営でも保育料の値上げや無料だったところが有料化する地域もあり、保護者負担が全国的に増えてきています。保育料の有料化や値上げによって学童保育を退所せざるを得ない家庭も出てきています。保育料の公的減免措置が必要です。

(4) 指導員をめぐる状況

全国連協が2014年に実施指導員の照査胃腸では、課題が山積していることが明らかになりました。指導員の収入は年収300万円未満がほとんどで、平均は127.4万円と非常に低い金額でした。また、非正規雇用で午後からの勤務する指導員が7割に及んでいること、社会保険加入が6割にとどまっていること、勤続年数に応じた昇級がない場合が全体の5割であることなど、たいへん劣悪な労働条件で働く指導員が大勢いる結果となっています。

「新制度」の実施により、指導員をめぐる状況が大きく変わりました。「支援の単位」ごとに2人以上の指導員を配置することが義務づけられ、うち一人以上は放課後児童支援員としての資格が必要となりました。すべての指導員が修了するためには、5年間の経過措置を有効に活用するとともに、代替え要員や交通費など自治体の十分な予算措置が必要です。同時に指導員に求められている専門的な内容を身につけていくために、実施主体が市町村にまで広げられた指導員の資質向上のための研修を有効に活用していくことも必要です。

今年度「放課後児童支援員等処遇改善等事業」と名称が変わった指導員の処遇改善事業は、実施要綱の要件も緩和されて、従事する常勤職員（新規）も加え2種類の補助金が出されることになりました。指導員の処遇改善のために市町村に予算確保を求めていくことが必要です。

2. 鹿児島県児童クラブ連絡協議会の2016年度 重点課題について（案）

(1) 学童保育の量的・質的拡充を図り改善を進めますー「条例」と「運営指針」を足かぎりに

- ①学童保育を児童福祉法第7条の児童福祉施設として位置づけ、市町村の実施責任を明確にし、必須事業として位置づけるよう、厚生労働省と内閣府に強く働きかけます。
- ②利用者負担割合の軽減を求め、「保護者から徴収した額を充当してはならない」とする事業の対象拡大を求めます。
- ③適正規模の学童保育を、小学校区に必要な数だけ設置するとりくみと、小規模学童（10名以下）の財政および運営基盤の確立を求めていきます。
- ④「地域子ども・子育て支援事業計画」が学童保育の質と量の拡充に結びつくよう、見直しに向け働きかけます。
- ⑤学童保育と「全児童対策事業」や「放課後子ども教室」との「一体化」ではなく、それぞれの事業が拡充され、相互の連携が図られるよう要望していきます。
- ⑥県の責任があいまいにならないよう、単独事業の予算要求及び国の交付要綱に基づく県負担分の予算確保をはじめ、広域自治体として当該地域全体の底上げにつながる施策の実施を働きかけます。

(2) 学童保育の役割と指導員の仕事を明確にし、労働条件の抜本的改善を求めます。

- ①学童保育の役割と指導員の仕事を明確にします。
- ②専任（正規）・常勤指導員の常時複数配置の実現を求め、「放課後児童支援員」の常時2名配置の実現を求めます。
- ③指導員の労働条件改善にとりくみます。
- ④指導員の学習・研修を充実し、実践を交流するとりくみを強めます。

(3) 連絡協議会の組織強化と保護者会活動の活性化にとりくむ。

- ①市町村連絡協議会の実情を把握し県連絡協議会の交流を深め、組織強化にとりくみます。
- ②保護者会に現れる保護者のさまざまな現象を把握し、研究を深め、保護者会運営に役立てる活動の強化にとりくみます。

(4) 『日本の学童ほいく』の普及拡大を進める。

- ①保護者・指導員の「全員購読」を目標に一人ひとりへの購読を働きかけます。
- ②『日本の学童ほいく誌』を活用した学習会や定例会議での読み合わせなど企画していきます。
- ③鹿児島県の目標冊数を、400冊とします。

(5) 学童保育推進のための推進議員連盟について

他都道府県においては、「学童保育推進のための推進議員連盟」が作られてきています。超党派による本県の議員連盟結成に向けて、県議会や市町村議会の議員との研修会や連携のための「場」づくりを進めていきます。

(6) さらに「あつてよかった県連絡会」をめざして

10年目を迎えた県連絡会として、地域の実態を把握する調査を行うとともに、それぞれの地域や児童クラブの現状を踏まえた学童保育の充実を図ります。

①情報宣伝活動—子育て“ひろばづくり”ネットワーク—児童クラブ「子育てネット」のHPと携帯サイト充実、メール会員登録によるメーリングリストの構築、IT化の促進、県連絡会ニュースの発行

②地域連協等・児童クラブの相談活動

③『日本の学童はいく』誌の活用と購読の拡大

ブロック研修会において、『日本の学童はいく』誌を活用したとりくみにより購読数の拡大をすすめます。研修会では、『学童はいく』誌からテーマを地域連協ごとに設定していきます。

(7) 県連絡協議会としての活動に必要な財源を確保するために

①加盟児童クラブ数を増やし、会費収入増をはかります。

②『日本の学童はいく』誌の普及拡大を行い、雑誌還元金の増額をはかります。

③『テキスト・指導員の仕事』等の全国連協発行の図書を販売します。

④有益な研修会・学習会等を開催し、参加者を増やして参加費増をはかります。

⑤各種調査研究活動を請負で実施する道を検討します。

⑥その他、収入が見込まれる事業活動について検討します。

3. 県連絡会の法人格（一般社団法人）取得と事務局体制について

(1) 定款について

一般社団法人鹿児島県児童クラブ連絡協議会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人鹿児島県児童クラブ連絡協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島県霧島市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、放課後児童の生活を保全し情緒の安定と健やかな育成を図る学童保育事業はじめ、子どもの放課後生活に関わる活動・事業を支援し、これらに従事する者の知識と技能の習得、維持及び資質の向上に寄与することを目的として、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) 放課後児童支援員等の研修などに関わる事業

(2) 子どもの放課後生活に関わる学習研究活動の支援ならびに実践交流の企画と実施

(3) 学童保育及び子どもの放課後生活に関わる活動・事業の改善と向上のための支援と助言

(4) 放課後児童支援員等、及び子どもの放課後生活に関わる活動・事業に従事する者の資質と技能向上のための研修の企画と実施

(5) 放課後児童支援員等の処遇及び身分の向上に資する調査研究活動

(6) 社会貢献に関わる活動

(7) その他本法人の目的達成上必要な事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(入 社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

(4) 総社員が同意したとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第9条 当法人に理事3名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第10条 理事は社員総会の決議によって選任する。

第5章 計算

(事業年度)

第11条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第12条 法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第13条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(2) 県連の事務所と事務局体制の確立に向けて

4, 2016年度鹿児島県児童クラブ連絡協議会行事予定(案)

2016(平成28)年度鹿児島県児童クラブ連絡協議会行事予定(案)

月	県連絡会行事予定	霧島市連絡会行事予定	おおすみ学童保育の会 行事予定	薩摩川内市放課後児童 クラブ連絡会行事予定	奄美地区児童クラブ連絡 会行事予定
4月	・4月全国運営委員会(東京/4月9～10日) ・県連第5回運営委員会(4月22日)	・『ほいく誌』で学ぼう会(4月20日) ・学童まつり「子ども会議」(4月23日)	・役員会		
5月	・全国連絡会「5月合宿研」 ・月全国運営委員会(愛知県/5月14～15日) ・第6回運営委員会(5月27日) ・県認定資格・現任研修会企画検討会(5月27日)	・第4回市連運営委員会(5月10日) ・第1回初任者研修会(5月10日) ・学童まつり第3回実行委員会(5月12日) ・会計監査(5月13日) ・『ほいく誌』で学ぼう会(5月19日) ・第11回総会(5月22日)	・定期総会(5月29日) 鹿屋市学童保育連絡会も同日開催 ・同日 児童クラブ・指導員・行政担当者交流会		
6月	・県連絡会第10回総会(6月22日/鹿児島市) ・総会記念講演会(6月22日/鹿児島市)	・第2回初任者研修会(6月7日) ・『ほいく誌』で学ぼう会(6月16日) ・こどもまつりリハーサル(6月17日) ・第9回きりしま学童こどもまつり(6月18日)	・役員会		
7月	・県主催「現任者指導員研修会」(7月18～19日/鹿児島市)	・第3回初任者研修会(7月5日) ・『ほいく誌』で学ぼう会(7月16日) ・運営委員会()	・第1回指導員活動交流会(高山児童クラブ)		
8月			・児童クラブスポーツ交流会(8月18日 ドッジボール大会)		
9月	・9月全国運営委員会(東京/9月3～4日) ・県主催「指導員認定資格研修」(9月13～16/霧島市) ・役員会・運営委員会(月 日)	・第4回初任者研修会(9月6日) ・『ほいく誌』で学ぼう会(9月15日)	・発達障がい学習講座①(鹿屋市学童保育連絡会主催、おおすみ共催)		
10月	・鹿児島県への要望書提出 ・県主催「指導員認定資格研修」(10月18～21/鹿児島市) ・第51回全国学童保育研究集会(10月29～30日/名古屋市)	・第5回初任者研修会(10月4日) ・『ほいく誌』で学ぼう会(10月20日) ・運営委員会(月 日) ・霧島市への要望書提出・市長との懇談会	・発達障がい学習講座② ・役員会		
11月	・ブロック別「指導員研修会」(11月20日北薩 23日南薩)	・第6回初任者研修会(11月8日) ・『ほいく誌』で学ぼう会(11月17日)	・発達障がい学習講座③		
12月	・12月ブロック運営委員会九州ブロック(霧島市/12月 ～ 日) ・役員会(月 日)	・第7回初任者研修会(12月6日) ・『ほいく誌』で学ぼう会(12月15日) ・運営委員会(月 日)	・発達障がい学習講座④(公開・講演会) ・第2回指導員活動交流会(学童クラブ・ラビット館)		
1月	・県主催「指導員認定資格研修」(1月10～13日/垂水市)	・『ほいく誌』で学ぼう会(1月19日)	・役員会		
2月	・2月全国運営委員会(東京/2月4～5日) ・役員会・運営委員会(月 日)	・第8回初任者研修会(2月7日)	・地区学童保育研修会(実技講習)		
3月	・新年度を控えて第10回指導員・学童保育研修会(3月12日/鹿児島市)	・『ほいく誌』で学ぼう会(3月16日) ・運営委員会(月 日)	・第3回指導員活動交流会(壽学童クラブ)		

5, 2016年度予算(案)について

鹿児島県児童クラブ連絡協議会2016年度収支予算(案)			
収入の部			2016年4月1日～2017年3月31日
科目	2015年度予算	2016年度予算	摘要
会費	620,000	785,000	1万円×70(支援の単位) 5千円×15(支援の単位) 2千円×5(支援の単位)
研修会参加費	250,000	250,000	年3回参加費500円×500人
雑収入	215,932	215,605	月刊「学童ほいく」・全国連絡会書籍等取り扱い手数料・物販取り扱い・利息等
繰越金	22,068	114,395	2015年度繰越金
寄付金	1,000	1,000	課目設定
合計	1,109,000	1,366,000	
支出の部			
科目	2015年度予算	2016年度予算	摘要
全国連協会費	30,000	30,000	2016年度会費として
事務消耗・需用費	20,000	20,000	事務用品・消耗品費等
	15,000	15,000	書籍購入
会議費	50,000	100,000	総会・地域連協会・運営委員会・三役会の会場費
旅費	130,000	90,000	全国・九州ブロック運営委員会参加費など
通信・印刷費	250,000	250,000	携帯HP作成・維持管理費、情報紙等の郵送・印刷費
活動・研修費	250,000	350,000	連絡会研修会(総会記念講演会・地域連協研修会等)、事務文書作成費等
事務局費	360,000	480,000	事務局活動費(2.5万×12月 1.5万×12月)
予備費	4,000	31,000	
合計	1,109,000	1,366,000	

6. 加盟状況

	施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
1	寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
2	第2寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
3	にしはら学童育成クラブ	893-0064	鹿屋市西原1丁目5-16		0994-45-5215
4	ことぶき北学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿3-7-19		0994-45-6822
5	わかば児童クラブ	893-0014	鹿屋市寿4-8-14		0994-44-5234
6	西原台学童育成クラブ	893-0057	鹿屋市今坂町12405-47		0994-44-6577
7	鹿屋学童育成クラブ	893-0009	鹿屋市大手町11-17		0994-42-2663
8	第2鹿屋学童育成クラブ	893-0009	鹿屋市大手町8-11		0994-42-2663
9	花岡児童育成クラブ	891-2304	鹿屋市花岡町4043		0994-46-3763
10	第1こばと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801-1		0994-40-2851
11	第2こばと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801-1		0994-40-2851
12	笠之原児童育成クラブ	893-0023	鹿屋市笠之原町47-7		0994-45-4500
13	和光児童クラブ	893-0023	鹿屋市横山町1566		0994-48-2931
14	上小原児童クラブ	893-1605	鹿屋市串良町上小原2621-3		0994-63-3657
15	高山学童クラブ	893-1206	肝属郡肝付町高山前田3839		0994-65-1308
16	根占学童ひまわりクラブ	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北1262		0994-24-5343
17	第1可愛児童クラブ	895-0061	薩摩川内市御陵下町4-30	可愛小内	0996-22-8451
18	黒木わいわいクラブ	895-1504	薩摩川内市祁答院町黒木185	黒木小内	0996-55-1960
19	平佐西児童クラブ	895-0012	薩摩川内市平佐町2934-1	バプテスト川内協会内	0996-22-8250
20	青山児童クラブ	895-0044	薩摩川内市青山町4194	青山幼稚園内	0996-20-0775
21	亀山児童クラブ	895-0065	薩摩川内市宮内町1680	亀山小内	0996-20-4647
22	市比野児童クラブ	895-1202	薩摩川内市樋脇町市比野2805	市比野幼稚園内	0996-38-1490
23	育英児童クラブ	895-0072	薩摩川内市中郷1丁目41-12		0996-22-2188
24	城上児童クラブ	895-0213	薩摩川内市城上町4515		0996-30-1555
25	樋脇白ゆり児童クラブ	895-1202	薩摩川内市樋脇町塔之原3618	樋脇小内	0996-37-3166
26	東郷児童クラブ	895-1106	薩摩川内市東郷町斧淵299-6		0996-42-1740
27	里きらきら児童クラブ	896-1101	薩摩川内市里町里1910		0996-9-3-2838
28	錦光こすもす少年クラブ	895-2201	薩摩郡さつま町求名2735-7		0996-57-0882
29	あいぼーと	899-0138	出水市住吉町32-38		0996-79-3976
30	しもづる児童クラブ	899-0405	出水市高尾野町下水流2759-18		0996-82-0820
31	ふれあい児童クラブ	895-2511	伊佐市大口里1842-2	みどり保育園内	0995-22-2611
32	山野児童クラブ	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター気付	0995-22-1166
33	羽月児童クラブ	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター気付	0995-22-1166
34	田中児童クラブ	895-2705	伊佐市菱刈町重留1526-2	田中保育所内	0995-26-1016
35	国分北児童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1332		0995-47-5600
36	青葉児童クラブ	899-4301	霧島市国分重久2105-1		0995-45-7800
37	向花小児童クラブ	899-4353	霧島市国分向花町16-14-6		0995-45-8785
38	児童クラブユニコーン	899-4332	霧島市国分中央2-4-3	ふれあいの郷2階	0995-47-3525
39	上小川児童クラブ	899-4316	霧島市国分上小川896-1		0995-71-0850
40	ほのぼの児童クラブ しげひさのおうち	899-4301	霧島市国分重久738-1		0995-71-0782
41	ほのぼの児童クラブ はなむれのおうち	899-4301	霧島市国分重久422-2		0995-45-1048
42	ほのぼの児童クラブ きりしまのおうち	899-4301	霧島市国分重久551-1		0995-71-0781
43	にじの橋みなと学童クラブ	899-4315	霧島市国分湊418-4		0995-73-7408
44	にじの橋城山学童クラブ	899-4331	霧島市国分中央2丁目1-14		090-8918-8076
45	こくぶみなみ児童クラブ	899-4463	霧島市国分下井2109-1		0995-47-0901
46	NPO法人「子育て支援ラルゴ」	899-4322	霧島市国分福島1丁目1-25-1	こどもセンター内	0995-47-1572
47	白蓮児童クラブ	899-6402	霧島市溝辺町竹子866		0995-59-2362
48	高陵寺児童クラブ	899-6401	霧島市溝辺町有川508		080-2722-9298
49	牧園にこにこ学童クラブ	899-6507	霧島市牧園町宿窪田1372-2		0995-76-1364
50	中津川児童クラブ	899-6505	霧島市牧園町持松976		0995-79-2779

51	とみくま児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝340		0995-43-8513
52	宮内児童クラブ	899-5121	霧島市隼人町神宮3-4-1		0995-43-8135
53	小野児童クラブ	899-5101	霧島市隼人町小田2468-1		0995-43-6645
54	キッズランド児童クラブ	899-5101	霧島市隼人町住吉534	キッズランド託児所内	0995-73-5325
55	学童保育のびのび	899-4501	霧島市福山町福山4930-2	牧之原保育園内	0995-56-2867
56	福山児童クラブ	899-4501	霧島市福山町福山3150-1		0995-55-2651
57	児童クラブかがやき	899-5431	始良市西餅田61-6		0995-66-0816
58	児童クラブはやぶさ	899-5431	始良市西餅田2810-37		0995-66-0816
59	重富児童クラブ	899-5651	始良市平松5327-2		0995-73-7397
60	末吉中央児童クラブ	899-8605	曾於市末吉町二之方6257	末吉小学校内	0986-76-0340
61	なんこう放課後児童クラブ	889-7305	曾於郡大崎町假屋1555-2		099-476-0025
62	おおさき放課後児童クラブ	899-7305	曾於郡大崎町仮宿1862		099-476-0049
63	学童寺子屋クラブ	899-7301	曾於郡大崎町菱田1293-5		099-477-1568
64	ちびっこ学童クラブ	899-8313	曾於郡大崎町野方6095-38		099-478-3662
65	串木野中央学童クラブ	896-0054	いちき串木野市日出町11477		0996-33-3131
66	つつじが丘フレンドクラブ	899-2513	日置市伊集院町麦生田2024-41		099-273-1160
67	内山田フレンドクラブ	897-0004	南さつま市加世田内山田2397	キッズランド児童館	0993-52-3634
68	サンユウ児童クラブ	897-0002	南さつま市加世田武田17444-5	加世田保育園	0993-78-3090
69	阿多スクールキッズ	899-3511	南さつま市金峰町宮崎4104-5	阿多保育園内	0993-77-0775
70	別府児童クラブ	898-0086	枕崎市別府西町136	別府保育園内	0993-76-2003
71	魚見児童クラブ	891-0404	指宿市東方11018-11		0993-22-2830
72	奄美小学童クラブ	894-0022	奄美市名瀬久里町15-10	奄美小内	0997-53-1611
73	名瀬小児童クラブ	894-0023	奄美市名瀬永田町1-1		0997-52-0074
74	あおぞら児童クラブ	894-0006	奄美市名瀬小浜町14-1	伊津部小内	0997-52-0980
75	学童クラブたんぽぽ	894-0046	奄美市名瀬大字小宿900	小宿小内	0997-54-8845
76	第1ひまわりクラブ	894-0061	奄美市名瀬朝日町31-5		0997-52-1288
77	第2ひまわりクラブ	894-0061	奄美市名瀬朝日町31-2		0997-52-1299
78	にこにこキッズ	891-7101	大島郡徳之島町亀津3334	亀津保育園	0997-83-2477
79	伊佐市障害児学童クラブ ステップ	899-2521	伊佐市大口鳥巢421	健康センター内	090-4991-3453

第4号議案

1. 会費について

(1) 現行会費

【別表1】

児童数	金額
個人会員 児童数10名以下の施設	2,000円
児童数19名以下 一施設あたり	5,000円
児童数20名以上 一施設あたり	10,000円

(2) 会費の「改正案」について

① 2016年度の会費は、現行の「一施設あたり」の会費を、「1支援の単位あたり」の会費とする。

② 2017年度から、会費を以下の通りとする。

児童数（1支援の単位）	金額
個人会員	2,000円
児童数1～19人	5,000円
児童数20～35人	10,000円
児童数36～45人	12,000円
児童数46～70人	14,000円
児童数71人以上	16,000円

2. 規約の「改正案」について

鹿児島県児童クラブ連絡協議会規約（改正案）

「名称」

第一条 この会は、「鹿児島県児童クラブ連絡協議会」といい、主たる事務所を霧島市に置く。

「目的」

第二条 児童クラブ（以下、「放課後児童クラブ」、「学童保育所」及び「学童育成クラブ」を総称して、「児童クラブ」という。）の設置者、放課後児童支援員（以下、「指導員」という。）及び保護者、関係者（専門家・団体等）との連絡を密にして、鹿児島県内の児童クラブの啓発普及、発展を積極的にはかり、保育内容の研究、施設の充実、制度化の運動を推進する母体とする。

「事業」

第三条 この会の目的を達成するため、会員相互の連絡・交流を密にして次の事業を行なう。

1. 児童クラブの運営に関する「通信」を発行し、情報と資料を提供する。
2. 指導員、保護者のための研修・研究会を開く。
3. 行政と連携し、児童クラブづくりの指導と援助を行なう。
4. 保護者、指導員、子どもたちとの交流と親睦をはかる。
5. 児童クラブの施設や子どもたちの保育条件の改善、指導員の労働条件の改善に努力する。また、そのための実態調査なども行なう。
6. 学者、専門家等の協力も得ながら児童クラブのあるべき姿をたえず探求し、よりよき制度化を推進する。
7. その他、必要な事業を行なう。

「会員」

第四条 会員は次のとおりとする。

1. 児童クラブ（1支援の単位）
2. 学童保育所をつくる会
3. この会の目的に賛同する個人

「会費」

第五条 会費については総会で決定する。会費の額は「別表1」のとおりとする。

「役員」

第六条 この会の会務を運営するために、次の役員を置く。

- イ. 会長 1名 この会を代表し会務を統括する。
- ロ. 副会長 若干名 会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。
- ハ. 事務局長 1名 この会の事務全般を司る。
- ニ. 運営委員 若干名 各地域連絡協議会（以下、「地域連協」という）を代表し、この会の日常の運営に責任を持ち、執行部として各地域連協における会務を処理する。
- ホ. 会計 1名 この会の会計事務にあたる。
- ヘ. 会計監査 2名 会務に基づく会計の監査をする。
- ト. 事務局次長 若干名 事務局長を補佐するため、必要に応じて置くことができる。

2, 専門部として、学童はいく誌担当、指導員部会、施設長会、保護者部会をおく。

3, この会に事務局職員を置くことができる。

第七条 この会の役員の決定は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・事務局長・会計監査は、総会で決定する。
- (2) 運営委員会は、「別表2」福祉事務所を単位とする各地域連協から選出された2名を以て充てる。
- (3) 会計・事務局次長・事務局職員は、運営委員会に諮問した者を会長が委嘱する。

第八条 この会の役員の任期は、原則として1年とするが、再任は妨げない。なお、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

「会合」

第九条 この会は、目的を達成するため、次の会合をもつものとする。

- (1) 総会 総会は年1回を原則とするが、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 運営委員会 会長・副会長・事務局長・運営委員・専門部で構成し、定期的を開催する。この会を以て日常運営に責任をもつものとする。
- (3) 三役会議 会長・副会長・事務局長（次長を置いた場合次長も含む）で構成し、運営委員会に付議する案件等の原案づくりをする。
- (4) 研修会 児童クラブに携わる者としての資質を高めるための研鑽に努めたり、会員相互の連絡・協調を図り、親睦にも努める。

「財務」

第十条 この会の財務は、次の収入を以てこれに充てる。

- イ. 会費
- ロ. 寄付金
- ハ. その他

2, この会の財務年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

「付則」

- 1, この会の規約の改廃を含めた変更事項は、総会の承認を必要とする。
- 2, この規約は、2007(平成19)年6月3日に制定し、2007(平成19)年4月1日に遡及適用する。
- 3, この規約は、2010(平成22)年6月13日から一部改正施行する。
- 4, この規約は、2016(平成28)年6月12日から一部改正施行する。

【別表1】

児童数	金額
個人会員 児童数10名以下の施設	2,000円
児童数19名以下 <u>1支援の単位あたり</u>	5,000円
児童数20名以上 <u>1支援の単位あたり</u>	10,000円

【別表2】

地域連協名	福祉事務所
鹿児島地域連協	鹿児島市・いちき串木野市・日置市
肝付地域連協	鹿屋市・肝付福祉事務所
川薩地域連協	薩摩川内市・阿久根市・出水市・川薩福祉事務所
始良伊佐地域連協	霧島市・始良市・伊佐市・始良福祉事務所
曾於地域連協	志布志市・曾於市・曾於福祉事務所
南薩摩地域連協	南さつま市・枕崎市・指宿市・川辺指宿福祉事務所
熊毛・大島地域連協	奄美市・大島・徳之島・熊毛福祉事務所

鹿児島県児童クラブ連絡協議会 旅費規程

第1条 役職員が機関の決定に基づき、行動、または出張する場合の行動費、旅費は、この規程による。

第2条 旅費の種類は、運賃、日当、及び宿泊費とする。

2. 県外出張の旅費、日当は予算執行の実情を考慮し、運営委員会で決定する。

第3条 日当、及び旅費は、次の通りとする。

- ① 日 当 県内1,500円 県外2,000円
- ② 宿泊費 県内8,000円(実費)以内 県外9,000円(実費)以内
- ③ 旅 費 20円/km

2. 県外行動費は、1日3,000円とする。

第4条 役職員以外の者で、運営委員会の議を経て会長が必要と認めたものについては、原則としてこの規程による旅費を支払う。

第5条 役職員及び会員が、鹿児島県児童クラブ連絡協議会の主催する運営委員会、研修会等に参加する場合の旅費は、次の通りとする。総会に参加する場合の旅費は、各会員の所属する児童クラブにおいて支払う。

- ① 旅 費 実 費
- ② 日 当 1,500円

第6条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、三役会議で決定する。

第7条 この規程の改廃は、総会、運営委員会で議決する。

第8条 この規程は、2007(平成19)年11月23日に制定し、2007(平成19)年4月1日に遡及適用する。

役員改選

鹿児島県児童クラブ連絡協議会役員

	2015(平成27)年度			2016(平成28)年度		
	氏名	所属	地域連協	氏名	所属	地域連協
会長	加来 宗暁	高陵寺児童クラブ	霧島	畠中 親徳	高山児童クラブ	おおすみ
副会長	畠中 親徳	高山児童クラブ	おおすみ	加来 宗暁	高陵寺児童クラブ	霧島
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	曾於地区	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	曾於地区
	花木 広昭	障害児学童「ひまわり」		小牧 利明	黒木わいわいクラブ	薩摩川内
	小牧 利明	黒木わいわいクラブ	薩摩川内			
事務局長	続 博治	宮内児童クラブ	霧島	続 博治	宮内児童クラブ	霧島
事務局次長	有川 文人	寿学童育成クラブ	鹿屋	有川 文人	寿学童育成クラブ	鹿屋
	中村 雅之	根占学童ひまわりクラブ	おおすみ	中村 雅之	根占学童ひまわりクラブ	おおすみ
運営委員	川元 和朗	笠之原児童育成クラブ	おおすみ	川元 和朗	笠之原児童育成クラブ	おおすみ
	船隈 洋見	こばと児童クラブ	おおすみ	船隈 洋見	こばと児童クラブ	おおすみ
	藤園 智信	花岡児童育成クラブ	鹿屋	藤園 智信	花岡児童育成クラブ	鹿屋
	野平 稔泰	わかば児童クラブ	鹿屋	野平 稔泰	わかば児童クラブ	鹿屋
		大口市障害児学童クラブステップ	伊佐地区	田間美沙緒	青葉児童クラブ	霧島
	新宮 邦久	なんこう放課後児童クラブ	曾於地区	内村みちる	大口市障害児学童クラブステップ	伊佐地区
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	曾於地区	新宮 邦久	なんこう放課後児童クラブ	曾於地区
	下園駿太郎	内山田フレンドクラブ	南薩摩地区	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	曾於地区
	川内美和子	あおぞら児童クラブ	奄美	川内美和子	あおぞら児童クラブ	奄美
	施設長会				加来 宗暁	高陵寺児童クラブ
保護者代表						
指導員代表	川添 房子	花岡児童育成クラブ	おおすみ	川添 房子	花岡児童育成クラブ	おおすみ
				田中 壽美	東郷児童クラブ	薩摩川内
				宝満 志保	国分北児童クラブ	霧島
会計	田間美沙緒	青葉児童クラブ	霧島	田間美沙緒	青葉児童クラブ	霧島
会計監査	隈本 智子	高陵寺児童クラブ	霧島	隈本 智子	高陵寺児童クラブ	霧島
	鶴園 啓太	にしはら学童育成クラブ	鹿屋	鶴園 啓太	にしはら学童育成クラブ	鹿屋
月刊『学童ほいく』誌担当	池田まゆみ	上小川児童クラブ	霧島	池田まゆみ	上小川児童クラブ	霧島
	川添 房子	花岡児童育成クラブ	おおすみ	川添 房子	花岡児童育成クラブ	おおすみ
	木佐貫里美	寿学童育成クラブ	鹿屋	木佐貫里美	寿学童育成クラブ	鹿屋
	小牧恵美子	黒木わいわいクラブ	薩摩川内	小牧恵美子	黒木わいわいクラブ	薩摩川内
	岩元 順子	向花小児童クラブ	霧島	岩元 順子	向花小児童クラブ	霧島

【資料】

- 1, 2016年度学童保育関係予算—運営費及び施設整備・環境整備費等の補助単価（県連協にて作成）
- 2, 放課後児童クラブ運営指針
- 3, 鹿児島県学童の設置推移（全国平均との比較）等各種データ
- 4, 学童保育の安全対策・危機管理について
- 5, 『日本の学童はいく』購読及び普及・拡大のお願いと手引き
- 6, 子育て 110 番 子育て“ひろば” ネット
- 7, 鹿児島県内の放課後児童クラブ（学童保育）の住所

2016年度の放課後児童健全育成事業の補助単価(補助率1/3)

内閣府予算

	1支援の単位	2016年度 (250日以上開設=基準日数)	前年比	290日の場合 (この日数が最多)
年間平均登録児童数	1人～19人	1,447,000円	23,000円増	2,047,000円-(19人-年間平均登録児童数)×27,000円
	20人～35人	3,744,000円	38,000円増	4,344,000円-(36人-年間平均登録児童数)×25,500円
	36人～45人	3,744,000円	38,000円増	4,344,000円
	46人～70人	3,744,000円	38,000円増	4,344,000円-(年間平均登録児童数-45人)×31,500円
	71人以上	2,917,000円	同額	3,517,000円
開設日数加算	開設日数加算	1日15,000円	同額	40日×15,000円=600,000円 (年間開設日数-250日)×15,000円 (1日8時間以上開設する場合)※土曜日開設
特例分	開設日数 200～249日	(1)構成する児童の数が20人以上 年額 2304,000円(前年比 3,700円増) (2)構成する児童の数が1～19人の施設 年額 958,000円 ※註1) (3)長時間開設加算額 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合) 298,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数		
長時間開設加算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合 単価298,000円(6,000円増)×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間数」の年間平均時間数		
	長期休暇分	1日8時間を超えて開設する場合 単価134,000円(3,000円増)×「1日8時間を超える時間数」の年間平均時間数		
市町村分	放課後児童クラブ支援事業	(1)障害児受入推進事業 1支援の単位当たり 年額1,748,000円(36,000円増)×支援の単位数		
		(2)放課後児童クラブ運営費支援事業 ①賃借料費補助 補助基準額 3,052,000円 ※註2) ②移転関連費用補助【新規】 補助基準額 1支援の単位当たり年額 2,500,000円 ※註3) ③土地借料補助【新規】 補助基準額 1支援の単位当たり年額 6,100,000円 ※註4)		
		(3)放課後児童クラブ送迎支援事業 ※註5) 1支援の単位当たり 補助基準額 年額454,000円		
	放課後児童児童支援員等の処遇改善事業 ※註6)	(1)非常勤職員を配置する場合 1支援の単位当たり 年額1,581,000円		
		(2)常勤職員を配置する場合 1支援の単位当たり 年額2,932,000円		
	障害児受入強化促進事業	障害児受入加配(5人以上の受入の場合の加配職員1名分) 補助基準額 年額1,748,000円		
放課後児童支援員等適正配置推進事業	小規模クラブ(19人以下)における職員の複数配置(2人以上) 1支援の単位当たり 年額544,000円			

(厚生労働省と内閣府の「子ども・子育て支援事業」(放課後児童クラブ関係)新年度予算補助単価をもとに、鹿児島連協が作成)

※補助率は3分の1で、補助単価を国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担する。従来の指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例(都道府県に負担を求めず全額市負担とする仕組み)については廃止。

※註1)構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

※註2)放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。

※註3)放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

※註4)放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人以外の民間団体等

※註5)授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。タクシーの場合は、年間を通じてタクシー事業者との契約が必要。

※註6)保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合に、非常勤職員1名分の賃金改善経費の上乗せ

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善経費を含む当該常勤職員を配置するための経費の上乗せ

を行うために必要な経費の補助を行う。

◆職員の資質向上・人材確保等研修事業

厚生労働省予算

<p>(1)放課後児童支援員認定資格研修事業</p>	<p>① 事業内容:「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに從事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。 ② 実施主体:都道府県(一部委託可) ③ 補助基準額(案):1回当たり983千円(前年比173千円増) ④ 補助率:国1/2、都道府県1/2 ⑤ その他:放課後児童クラブに從事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。</p>
<p>(2)放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】</p>	<p>① 事業内容:2015(平成27)年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに從事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ—」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」との指摘を踏まえ、都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、2016(平成28)年度においては、初任者研修(1年～5年未満を目安)と中堅者研修(5年以上を目安)を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行う。 ② 実施主体:都道府県、市町村(特別区含む)(委託可) ③ 補助基準額(案):1か所当たり1,992千円(前年比568千円増) ④ 補助率:国1/2、都道府県・市町村1/2 ⑤ その他:放課後児童クラブに從事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。</p>
<p>(3)指導者養成等研修事業 都道府県認定資格研修講師養成研修</p>	<p>① 事業内容:都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。 ② 実施主体:国(民間団体に委託して実施)</p>

国の学童保育施設整備費(2016年度)

◆放課後児童クラブの整備

内閣府予算

<p>内 訳</p>	<p>■施設整備費の補助</p>	
<p>(1)創設整備等 市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。</p>	<p>① 実施主体:市町村 ② 補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人</p>	
<p>③ 補助基準額</p>	<p>i)放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 (※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする ii)上記以外の場合</p>	<p>補助単価 4,992万8千円 (前年比106万9千円増) 補助単価 2,496万4千円 (前年比53万7千円増)</p>
<p>④ 補助率 1/3</p>	<p>国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3 国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3</p>	
<p>(2)土地借料補助【新規】 放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。</p>	<p>① 実施主体:市町村 ② 補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人 ③ 補助基準額 : 610万円 ④ 補助率 国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3 1/3 国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3</p>	
<p>■放課後子ども環境整備等事業</p>		
<p>i)放課後児童クラブ設置促進事業 ① 補助単価 1300万円 ② 開設準備経費(礼金及び賃借料)を含まない場合 1200万円 ③ 開所準備経費を含む場合 1260万円</p>	<p>放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の国庫補助基準額の引上げを行う。</p>	
<p>ii)放課後児童クラブ環境改善事業 ① 小学校の余裕教室を活用する場合 200万円 ② 幼稚園・認定こども園等を活用する場合 500万円 ③ 開所準備経費を含まない場合 100万円 ④ 開所準備経費を含む場合 160万円</p>	<p>小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後児童クラブと一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕</p>	
<p>iii)放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業 補助単価 100万円</p>	<p>障害児の受け入れのために既存の学童保育施設(余裕教室などに限らない)を改修する場合の補助金。</p>	
<p>iv)倉庫設備設置事業 補助単価 300万円</p>	<p>これまで安心子ども基金管理運営要領の「放課後児童クラブ設置促進事業」により実施していた倉庫設備の設置費用。</p>	

◆その他(放課後児童クラブにおける勤務環境の改善)

厚生労働省予算

<p>放課後児童クラブ環境改善整備推進事業(仮称)【新規】</p>	<p>事業内容: 放課後児童クラブにおいては、平成27年3月に策定された「放課後児童クラブ運営指針」において、 ・子どもの育成支援の目標や計画 ・日々の子どもの状況や育成支援の内容の記録 などについて作成することを求めていることから、これらの対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェアなどの購入に必要な経費の補助を行う。</p>	<p>① 実施主体:市町村(委託等可) ② 補助基準額(案):50万円 [1支援の単位当たり年額] ③ 補助率:国3/4、市町村1/4</p>
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「放課後児童クラブ運営指針」の策定について

子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 24 年法律第 67 号)により改正された児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき、厚生労働省においては、平成 26 年 4 月 30 日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令基準」という。)を策定し、全国的な一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとしたところである。

平成 27 年 4 月からは、省令基準を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて放課後児童クラブが運営されることになるため、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていく必要があることから、今般、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、別紙のとおり、事業者(運営主体)及び実践者向けの「放課後児童クラブ運営指針」(以下「運営指針」という。)を新たに策定し、国として放課後児童クラブに関する運営及び設備についてのより具体的な内容を定め、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

この新たな運営指針の策定に当たっては、

- ① 放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化する
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理する
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実する

との観点で策定したところであり、各市町村においては、本運営指針に基づき管内の放課後児童クラブが適正かつ円滑に事業運営されているかを定期的に確認し、必要な指導及び

助言を行うなど、放課後児童クラブの一定水準の質の確保及びその向上が図られるよう、御尽力いただきたい。

また、貴職におかれては、管内の市町村及び放課後児童クラブの関係者等に周知徹底を図っていただくようお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「放課後児童クラブガイドラインについて」（平成 19 年 10 月 19 日雇児発第 1019001 号）は本通知の施行に伴い廃止する。

放課後児童クラブ運営指針

1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

第1章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制
2. 子ども集団の規模（支援の単位）
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

2. 放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則

1. 趣旨

- (1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2. 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等

の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

(3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化

する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに

注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。

この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にしながら育成支援を行うことが求められる。

(1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

○ 幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。

- 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
 - 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。
- (2) おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮
- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
 - 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。
- (3) おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮
- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
 - ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
 - 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。
- (4) 遊びと生活における関わりへの配慮
- 子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。
- 子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。
- 子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。
- (2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

- (3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。
- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
 - ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
 - ・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
 - ・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
 - ・ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
 - ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
 - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
 - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
 - ・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
 - ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
 - ・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
 - ・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
 - ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
 - ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
 - ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
 - ・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
 - ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
 - ・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。
 - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるよ

うにする。

- ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
 - ・ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
 - ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
 - ・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ・ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子どもの達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
 - ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
 - ・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
 - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
 - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
 - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
 - ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

- ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
 - ・ 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
 - ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

2. 障害のある子どもへの対応

(1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

(1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

4. 保護者との連携

(1) 保護者との連絡

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

(2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

(3) 保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

(1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

(2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・ 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
- ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・ おやつ発注、購入等
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・ 会計事務
- ・ その他、事業運営に関する記録

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制

- (1) 放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

- (3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- (4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

3. 開所時間及び開所日

- (1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。
- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- (5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

5. 運営主体

- (1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。
 - 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
 - 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
 - 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
 - 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
 - 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
 - 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

6. 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

7. 適正な会計管理及び情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保

護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

2. 保育所、幼稚園等との連携

- (1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (2) 保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

3. 地域、関係機関との連携

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- (4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
 - 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。
 - 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。
 - 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど

関係者間の連携を図る。

(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
- 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備

(1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

(2) 設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

(2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事象事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課

後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。
- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
 - 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
 - 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
 - 守秘義務を遵守する。
 - 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
 - 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
 - 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
 - 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 要望及び苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。
- (2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。
- (3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3. 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方

- 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
- 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

(2) 研修等

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよ

うに、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

【鹿児島県学童保育の設置推移（全国平均との比較）等各種データ】

【鹿児島県学童保育の設置推移（全国平均との比較）】

（全国学童保育連絡協議会調査 2015年5月）

	鹿児島県					全国計(全国学童保育連絡会調べ)				
	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数
1999年	126	609	20.7%	2,585	40	10,231	24,295	42.1%		1,579
2000年	143	609	23.5%		45	10,976	24,188	45.4%		1,740
2002年	196	610	32.1%	4,799	55	12,825	23,964	53.5%		2,147
2003年	214	610	35.1%	5,403	62	13,797	23,808	58.0%	538,100	2,310
2004年	247	610	40.5%		72	14,678	23,633	62.1%		2,428
2006年	258	609	42.4%	8,777	40	15,858	23,123	68.6%	683,476	1,617
2007年	273	606	45.0%	9,866	38	16,652	22,878	72.8%	744,545	1,619
2008年	290	604	48.0%	10,216	36	17,495	22,693	77.1%	786,883	1,624
2009年	291	580	50.2%	10,386	38	18,475	22,476	82.2%	801,390	1,621
2010年	315	574	54.9%	10,847	37	19,744	22,258	88.7%	804,309	1,593
2011年	345	571	60.4%	11,875	38	20,204	22,000	91.8%	819,622	1,564
2012年	346	560	61.8%	12,094	39	20,843	21,431	97.3%	846,919	1,598
2013年	377	535	70.5%	13,452	40	21,635	21,166	102.2%	888,753	1,612
2014年	401	535	75.0%	14,406	40	22,096	20,836	106.0%	933,535	1,611
2015年	435	528	82.4%	16,079	40	25,541	20,558	124.2%	1,017,429	1,611

註1) 学童保育のある自治体数は、2005年を前後として、自治体合併により減少している。

註2) 設置率とは、小学校数と学童保育数の比較。

註3) 小学校数(全国)は、文部科学省の調査による。鹿児島の小学校数は休校含んでいません。

【全国比較—実施場所・運営主体】

【鹿児島県内の放課後児童クラブ設置の推移表】

学童保育の実施場所【設置場所】										
開設場所	開設場所	全国調査	割合	2010年比	備考	鹿児島県	割合	備考		
学校施設内	学校施設内	13,857	54.3%	3.3%	余裕教室活用(6,347) 学校敷地内の独立専用施設(6,018) 校舎内の学童保育専用室(684) その他の学校施設を利用(808)	104	23.9%	余裕教室活用(51) 学校敷地内の独立専用施設(48) 校舎内の学童保育専用室(3) その他の学校施設を利用(2)		
児童館内	児童館内	3,101	12.1%	-1.6%	児童館・児童センター内の専用室	14	3.2%	児童館・児童センター内の専用室		
学童保育専用施設	学童保育専用施設	1,855	7.3%	-0.6%	学校外にある独立専用施設	57	13.1%	学校外にある独立専用施設		
その他の公的施設	その他の公的施設	2,100	8.2%	-1.6%	公民館内(511) 公立保育園内(132) ・幼稚園内(210) その他の公的な施設内(1,247)	43	9.9%	公民館内(9) 公立保育園内(4) ・幼稚園内(1) その他の公的な施設内(29)		
法人等の施設	法人等の施設	1,575	6.2%	-0.3%	私立保育園や社会福祉法人の施設内	135	31.0%	私立保育園や社会福祉法人の施設内		
民家・アパート	民家・アパート	1,659	6.5%	-0.1%	父母会が借りたアパート・借家など	31	7.1%	父母会が借りたアパート・借家など		
その他	その他	1,394	5.5%	0.9%	自治会集会所・寺社など	51	11.7%	自治会集会所・寺社など		
合計	合計	25,541	100.0%			435	100.0%			
					(全国学童保育連絡協議会調査、2015年5月)					
学童保育の運営主体【運営主体】										
運営主体	運営主体	全国調査	割合	2010年比	備考	鹿児島県	割合	備考		
公立公営	公立公営	9,471	37.1%	-4.2%	市町村が直営している	16	3.7%	市町村が直営している		
社会福祉協議会	社会福祉協議会	2,544	10.0%	-1.0%	半数は行政からの委託(1261か所)	19	4.4%	行政からの委託(10か所)、補助(1か所)、代行(8か所)		
地域運営委員会	地域運営委員会	4,327	16.9%	-1.6%	多くが行政からの委託(2547か所)	154	35.4%	行政からの委託(111か所)、補助(43か所)、代行(0か所)		
父母会・保護者会	父母会・保護者会	1,477	5.8%	-1.7%	行政からの委託が多い(857か所)	13	3.0%	行政からの委託(2か所)、補助(11か所)		
法人等	法人等	7,339	28.7%	8.8%	私立保育園(1270か所)、私立幼稚園(402か所) 保育園を除く社会福祉法人(1381か所) 保護者等がつくるNPO法人(2030か所) 民間企業(767か所) その他(1429か所)	215	49.4%	私立保育園(111か所)、私立幼稚園(19か所)、社会福祉法人(58か所)、保護者等がつくるNPO法人(19か所)、民間企業(3か所)、その他(6か所)		
その他	その他	383	1.5%	-0.3%		18	4.1%			
合計	合計	25,541	100.0%			435	100.0%			
					(全国学童保育連絡協議会調査、2015年5月)					

市町村名	2003年			2010年			2011年			2012年			2013年			2014年			2015年		
	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率
鹿児島市	57	80	71.3%	79	80	98.8%	90	80	112.5%	94	80	117.5%	98	78	125.6%	101	78	129.5%	115	79	145.6%
鹿屋市	17	31	54.8%	20	31	64.5%	21	28	75.0%	21	28	75.0%	21	25	84.0%	21	25	84.0%	24	24	100.0%
枕崎市	3	5	60.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%	7	5	140.0%	6	4	150.0%	7	4	175.0%
阿久根市	6	9	66.7%	6	9	66.7%	7	9	77.8%	8	9	88.9%	8	9	88.9%	8	9	88.9%	10	9	111.1%
出水市	6	14	42.9%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	11	14	78.6%	13	15	86.7%	13	15	86.7%
指宿市	8	12	66.7%	14	12	116.7%	14	12	116.7%	9	12	75.0%	10	12	83.3%	13	12	108.3%	13	12	108.3%
西之表市	1	12	8.3%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	12	16.7%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	11	18.2%
垂水市		8		2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	3	8	37.5%
薩摩川内市	8	47	17.0%	14	45	31.1%	15	45	33.3%	15	38	39.5%	17	36	47.2%	17	36	47.2%	18	34	52.9%
日置市	7	19	36.8%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	12	19	63.2%	12	19	63.2%	14	19	73.7%	15	19	78.9%
曾於市	10	20	50.0%	12	20	60.0%	10	20	50.0%	10	20	50.0%	14	20	70.0%	17	20	85.0%	19	20	95.0%
霧島市	21	34	61.8%	30	34	88.2%	31	35	88.6%	30	35	85.7%	34	35	97.1%	38	35	108.6%	41	35	117.1%
いちき串木野市	3	10	30.0%	4	9	44.4%	4	9	44.4%	4	9	44.4%	10	9	111.1%	4	9	44.4%	5	9	55.6%
南さつま市	6	22	27.3%	7	19	36.8%	7	19	36.8%	7	19	36.8%	7	16	43.8%	8	14	57.1%	9	13	69.2%
志布志市	9	18	50.0%	13	17	76.5%	15	16	93.8%	16	16	100.0%	16	16	100.0%	17	17	100.0%	19	16	118.8%
奄美市	6	21	28.6%	6	21	28.6%	6	21	28.6%	8	21	38.1%	7	21	33.3%	8	21	38.1%	8	21	38.1%
頤娃町	5	7	71.4%																		
川辺町	2	7	28.6%	10	21	47.6%	22	21	104.8%	20	21	95.2%	18	21	85.7%	20	21	95.2%	20	21	95.2%
知覧町	4	7	57.1%																		
大口市	3	11	27.3%	11	16	68.8%	11	16	68.8%	11	15	73.3%	12	14	85.7%	12	14	85.7%	13	14	92.9%
菱刈町		5																			
始良町	4	8	50.0%																		
加治木町	4	5	80.0%	15	16	93.8%	16	16	100.0%	16	18	88.9%	17	16	106.3%	20	18	111.1%	18	16	112.5%
蒲生町	2	5	40.0%																		
三島村		4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
十島村		7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%
長島町		11		7	11	63.6%	7	11	63.6%	5	11	45.5%	5	10	50.0%	5	10	50.0%	7	9	77.8%
さつま町	7	15	46.7%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%
湧水町	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
南大隅町	1	11	9.1%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	3	2	150.0%
肝付町	1	7	14.3%	6	7	85.7%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%
錦江町	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	5	6	83.3%
東串良町		2		2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
大崎町	2	7	28.6%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	5	6	83.3%	5	6	83.3%
南種子町	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%
中種子町		7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	1	7	14.3%	7	7	100.0%	7	7	100.0%	7	7	100.0%
屋久島町		9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%
大和村		5		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	5	0.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%
宇検村		4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	5	0.0%
瀬戸内町		16		1	15	6.7%	1	14	7.1%	1	14	7.1%	1	13	7.7%	1	12	8.3%	1	12	8.3%
龍郷町		7		1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%
喜界町		9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	2	50.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
徳之島町		2		3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%
天城町		6		1	4	25.0%	1	6	16.7%	2	6	33.3%	2	6	33.3%	2	6	33.3%	2	6	33.3%
伊仙町		1		1	8	12.5%	1	8	12.5%	2	8	25.0%	1	8	12.5%	2	8	25.0%	1	8	12.5%
和泊町		4		1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	2	4	50.0%	2	4	50.0%
知名町		5		0	5	0.0%	1	5	20.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	4	50.0%
与論町		1		1	3	33.3%	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%
計	214	610	35.1%	315	574	54.9%	345	571	60.4%	346	560	61.8%	377	535	70.5%	401	535	75.0%	435	528	82.4%

[公的責任に関して一市町村の実施責任の状況（全国と鹿児島県の比較）]

全国	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
市町村の関与の仕方	割合	割合	割合	割合	割合	割合
公立公営で実施	41.3%	40.5%	40.2%	38.8%	40.1%	37.1%
委託事業 "	35.3%	34.9%	35.1%	48.5%	35.0%	35.6%
補助事業 "	10.8%	10.9%	11.9%		11.9%	11.9%
指定管理者制度 "	9.8%	10.7%	10.3%	11.1%	10.3%	12.8%
補助なし "	1.0%	1.1%	1.0%	1.6%	1.1%	1.1%
その他	1.8%	1.9%	1.5%		1.6%	1.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(全国学童保育連絡協議会、2015年調査)

鹿児島県	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
市町村の関与の仕方	割合	割合	割合	割合	割合	割合
公立公営で実施	4.8%	3.5%	3.8%	5.3%	5.0%	3.7%
委託事業 "	63.9%	63.5%	68.2%	65.0%	64.3%	62.0%
補助事業 "	22.9%	22.9%	19.7%	20.4%	20.9%	25.2%
代行・指定管理者制度 "	3.2%	2.6%	2.0%	2.1%	3.0%	1.8%
補助なし "	3.5%	5.5%	4.9%	4.0%	3.5%	3.2%
その他	1.9%	2.0%	1.4%	3.2%	3.3%	4.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(鹿児島県実施状況、2015年調査)

[公的責任に関して一保育料と減免について]

運営主体別でみた保育料の平均額		市町村として保育料の減免があるか（自治対数）	
運営形態	2012年調査	保育料の減免の有無	割合
公立公営	5,535円	減免がある	57.4%
公社・社協	6,144円	減免はない	42.3%
運営委員会	7,980円	その他	0.3%
父母会（保護者会）	10,872円	合計	100.0%
法人・個人	7,580円		
平均値	7,371円		

（全国学童保育連絡協議会、2012年調査）

[登録児童（学年別）と規模別学童保育の推移]

学年別入所児童数の推移	全国調査（全国学童保育連絡協議会調べ）						鹿児島県（鹿児島児童クラブ連絡協議会調べ）					
	2003年調査	2007年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査	2015年調査	2003年調査	2007年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査	2015年調査
1年生	38.4%	35.9%	34.0%	310,669 (35.0%)	325,834 (34.9%)	343,502(33.8%)		37.9%	36.6%	4,937 (36.7%)	5,272 (36.6%)	5,762 (35.8%)
2年生	31.4%	31.4%	30.5%	263,545 (29.7%)	281,518 (30.2%)	298,806(29.4%)		29.8%	30.7%	3,827 (28.4%)	4,290 (29.8%)	4,604 (28.6%)
3年生	22.0%	22.9%	23.4%	203,322 (22.9%)	207,294 (22.2%)	224,715(22.1%)		21.0%	20.7%	2,855 (21.2%)	2,825 (19.6%)	3,128 (19.5%)
4年生	4.2%	5.5%	7.1%	63,916 (7.2%)	67,992 (7.3%)	92,173(9.1%)		5.9%	7.1%	1,018 (7.6%)	1,101 (7.6%)	1,359 (8.5%)
5年生	1.9%	2.4%	2.9%	27,858 (3.1%)	30,753 (3.3%)	37,007(3.6%)		2.7%	2.8%	392 (3.7%)	566 (3.9%)	702 (4.4%)
6年生	1.1%	1.4%	1.7%	16,356 (1.8%)	17,246 (1.8%)	19,711(1.9%)		1.2%	1.6%	281 (2.1%)	291 (2.0%)	394 (2.5%)
その他	1.0%	0.5%	0.4%	3,087 (0.3%)	2,898 (0.3%)	1,515(0.1%)		1.6%	0.5%	42 (0.3%)	61 (0.4%)	130 (0.8%)

鹿児島県 入所児童数の規模（学童保育数）								
児童数	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査	2015年調査	2014年比較
9人以下	12(4.4%)	19(6.0%)	23(6.7%)	19(5.5%)	25(6.6%)	29(7.2%)	26(6.0%)	0.8%
10人-19人	61(22.3%)	58(18.4%)	70(20.3%)	63(18.2%)	60(15.9%)	65(16.2%)	79(18.2%)	2.0%
20人-39人	98(35.9%)	118(37.5%)	130(37.7%)	140(40.5%)	138(36.6%)	144(35.9%)	147(33.8%)	-2.1%
40人-49人	47(17.2%)	55(17.5%)	49(14.2%)	63(18.2%)	71(18.8%)	70(17.5%)	82(18.9%)	1.4%
50人-70人	47(17.2%)	60(19.0%)	67(19.4%)	52(15.0%)	71(18.8%)	79(19.7%)	95(21.8%)	2.1%
71人-99人	5(1.8%)	5(1.6%)	5(1.4%)	9(2.6%)	10(2.7%)	12(3.0%)	6(1.4%)	-1.6%
100人以上	3(1.1%)		1(0.3%)		2(0.5%)	2(0.5%)		
合計	273(100%)	315(100%)	345(100%)	346(100.0%)	377(100%)	401(100%)	435(100%)	

（鹿児島県児童クラブ連絡協議会調査、2015年5月）

[補助金一保育所との比較]

学童保育への補助金は少ない（運営費総額は431.7億円）				
学童保育（2012年度） 補助金総額は431.7億円		私立保育所（2012年度） 国の補助金は約4,304億円		私立保育所と比べて 学童保育は
施設数	2万843か所	施設数	1万2824か所	約1.63倍
入所児童数	約85万人	入所児童数	約134万人	約6割
指導員数	約9.2万人	保育士数	約20万人	約2分の1
1施設当たりの国庫支出額	約133万円	1施設当たりの国庫支出額	約3356万円	約25分の1
児童1人当たり予算額	約3万2800円	園児1人当たり予算額	約32万1200円	約10分の1

* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。
* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

●埼玉県内の民間学童保育所の運営費の例●
 児童数45名 正規指導員2名+パート3人で常時4人
 正規指導員は勤続20年目と4年目
 保育料(おやつ代月2000円含む)
 低学年月14500円、高学年月13000円

	費目	金額
収入	市からの委託金	605.7 万
	市からの家賃補助	114.0 万
	保育料収入	644.5 万
	事業収入・雑収入	32.8 万
	収入合計	1397.0 万
支出	正規指導員人件費	632.8 万
	福利厚生費	113.0 万
	パート人件費	293.8 万
	水道光熱費	15.1 万
	消耗品費・教材・備品費	17.4 万
	おやつ代	94.2 万
	通信費	8.9 万
	施設費(家賃・修繕費)	149.0 万
	指導員研修費	5.2 万
	管理費(会計等委託料)	45.7 万
	児童の保険料	6.1 万
	行事費・活動費	24.8 万
		支出合計

赤字分は翌年に繰り越し

設備の整備要件の有無と「設備がない」状況（ ）内は%			
施設・設備	設備要件あり (自治体調査)	専用設備がある	
		設備がない	専用設備がある
1 生活室	190 (88.8)	3.5%	86.6%
2 遊戯室・プレイルーム	179 (83.6)	42.8%	27.6%
3 トイレ	167 (78.0)	0.0%	57.3%
4 ロッカー	164 (76.6)	1.7%	95.3%
5 台所整備	163 (76.2)	17.0%	64.3%
6 事務室・事務スペース	160 (74.8)	18.2%	62.6%
7 静養室	149 (69.6)	33.9%	48.5%
8 手洗い場	147 (68.7)	1.6%	66.8%
9 冷暖房器具	137 (64.0)	8.7%	82.0%
10 電話	130 (60.7)	3.3%	83.5%
11 冷蔵庫	130 (60.7)	2.0%	87.4%

（全国学童保育連絡協議会の2012年実態調査「個別調査」より）

学童保育の安全対策・危機管理について

全国学童保育連絡協議会

【共通事項】すべての分野において、行政・運営主体がそれぞれに子どもたちの安全に関して、方針・指針・マニュアルを持つことが必要です。

また、運営主体が、施設・設備を整備すること、指導員を専任・常勤・常時複数配置すること、児童数に見合った指導員配置とすること、指導員と保護者の連絡を密にすること、行政が、その条件整備を図ることなども、必要です。

そして、指導員同士の綿密な打ち合わせ・協力体制、子どもたちと生活を作っていくこと、保護者との合意・連携が必要です。

日常の安全その1		
	学童保育の生活のなかでの安全	感染症・その他の健康管理
行政・予防対策	<p>◎安全を管理するあまり、学童保育からの外出などを禁止しない。必要な手だてをとることで、豊かな活動を保障する。</p> <p>①消防署・近隣の病院との連携を図る ②障害保険・損害賠償保険への加入を呼びかける ③応急処置・救急法の訓練・研修を主催する ④安全な遊び場を確保 ⑤施設の近くに標識・表示を設置</p>	<p>◎食中毒など懸念するあまり、おやつ作り・昼食作りなどを禁止しない。必要な手だてをとることで、豊かな活動を保障する</p> <p>①消防署・近隣の病院との連携を図る ②指導員の健康診断・保菌検査を行う ③応急処置・救急法の訓練・研修を主催する</p>
発生時	発生原因の追求・改善措置への条件整備	発生原因の追求・改善措置への条件整備
運営主体・予防対策	<p>①安全な施設・設備の整備、救急用品を備える ②消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成、保護者の連絡先を把握 ③保護者・指導員と確認・合意 →事故やケガが起きたときの対処方法 ④指導員の役割・仕事を明確にしておく。指導員に、応急処置・救急法の訓練・研修を受けさせる ⑤障害保険・損害賠償保険へ加入してもらう ⑥学童保育からの外出は、子どもたちとのルールの確認など必要な手だてを取ることで対応し、豊かな活動を保障する</p>	<p>◎学童保育の役割として、学級閉鎖などの場合も学童保育は開所することが大前提</p> <p>①衛生的な施設・設備の整備。救急用品を備える ④指導員の役割・仕事を明らかにする。指導員に、応急処置・救急法の訓練・研修を受けさせる ②消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成、保護者の連絡先を把握 ③保護者・指導員と確認・合意 →病気になったときの対処方法 ⑤健康保険証のコピー提出してもらう ⑥かかりつけの病院名を把握しておく ⑦おやつ作り・昼食作りは、衛生管理の徹底など必要な手だてを取ることで対応し、豊かな活動を保障する</p>
発生時	<p>①場合によって、指導員からの報告を受けて、状況の確認・記録 ②保護者への説明・対応 ③発生原因の追求・改善措置</p>	<p>①場合によって、指導員からの報告を受けて、状況の確認・記録 ②保護者への説明・対応 ③発生原因の追求・改善措置</p>
学童保育・指導員・予防対策	<p>①日常的に、施設・備品・遊具の管理・点検・清掃・整理整頓・配置を工夫する。救急用品の点検・補給 ②消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成・掲示。保護者の連絡先を常に最新の情報にしておくためのやり取り ③保護者と確認・合意したことをスムーズに実行する ④応急処置・救急法の訓練・研修を受ける ⑤子どもたちへの安全指導 ⑥学童保育からの外出などに際して、子どもたちがルールを守るよう随時、指導する</p>	<p>①日常的に、施設・備品などの衛生管理・そうじ・洗濯。救急用品の点検・補給 ②消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成・掲示。保護者の連絡先を常に最新の情報にしておくためのやり取り ③保護者・指導員と確認・合意したことをスムーズに実行する ④応急処置・救急法の訓練・研修を受ける ⑤子どもたちへの指導。継続的な生活のなかで子どもたちの様子を見ながら、その日の体調を見る。アレルギー性疾患・気管支喘息・心臓・腎疾患糖尿病など既往疾患の把握。当日の気候条件など考慮した活動 ⑥健康保険証のコピー提出してもらう ⑦かかりつけの病院名を把握しておく ⑧おやつ作り・昼食作りなどに際して、衛生管理の徹底</p>
発生時の対応	<p>①必要に応じて、ケガをした子どもへの迅速な対応。応急処置、場合によっては病院に連れて行く、救急車を呼ぶなど。 ②保護者への連絡・説明など、誠実な対応 ③状況の確認・記録、場合によって運営主体への報告</p>	<p>①必要に応じて、具合が悪くなった子どもへの迅速な対応。応急処置、場合によっては病院に連れて行く、救急車を呼ぶなど。指導員が親に状況や容態を伝え、親の判断を得たうえで、学童保育で休ませるようにすることもある。 ②保護者への連絡・説明など、誠実な対応 ③状況の確認・記録、場合によって運営主体への報告</p>

日常の安全その2		
	防犯【不審者の侵入防止】	学童保育への来所、帰宅時
行政・予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関・団体との連携を図る。行政や警察からのオンライン情報網の構築・緊急情報を受けての対応。近隣の学童保育との情報交換の体制づくり ②不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備 ③不審者が立ち入った場合の対処方法・体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保護者のお迎えを必須にするのであれば、開設時間の延長などの配慮 ◎子どもたちが帰宅するまでの時間は、指導員が学童保育にすることが大前提 ①関係機関・団体との連携を図る ②児童の安全に関する研修を主催する ③「子ども110番の家」などの取り組み ④「地域安全マップ」などの取り組み ⑤他団体に協力をお願いして見守り活動・児童の送迎 ⑥不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備
発生時	再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備	再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備
運営主体・予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備の整備、避難経路の確保(非常口)、外部からの人の出入りを確認する、[施設外保育における安全確認]危険な場所、設備等を把握 ②保護者・指導員と確認・合意 →非常時・警戒時の帰宅方法確認。万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知する ③指導員の役割・仕事を明確にしておく。避難訓練等を実施する。安全管理に関し、指導員の共通理解を図る、指導員内の役割分担・連携のもと事故防止にあたらせる ④不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備 ⑤不審者が立ち入った場合の対処方法・体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保護者のお迎えを必須にするのであれば、開設時間の延長などの配慮 ◎子どもたちが帰宅するまでの時間は、指導員が学童保育にすることが大前提 ①児童の安全に関する研修会などに積極的に参加する。 ②関係機関・団体との連携を図る →とくに学校との連携 ③登下校時の見回り・見守り ④不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備 ⑤緊急時に、適切な対応ができるような体制づくり
発生時	<ul style="list-style-type: none"> ①指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 ②再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ①指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 ②再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる
学童保育・指導員・予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ①日常的に、施設・設備の管理・点検・改善措置。避難経路の確保(非常口) ②保護者・指導員と確認・合意 →非常時・警戒時の帰宅方法確認。万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を指導員に周知する ③安全管理に関し、指導員の共通理解を図る。指導員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたる。指導員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意する。避難訓練等を実施する。 ④子どもたちへの防犯指導 ⑤来訪者への対応・チェック。周りをうろつく不審な部外者に対する声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保護者のお迎えを必須にするのであれば、開設時間の延長などの配慮 ◎子どもたちが帰宅するまでの時間は、指導員が学童保育にすることが大前提 ①指導員が子どもたちと一緒に通所経路を歩きながら、経路の確認と安全点検を行う。指導員が子どもたちと一緒に「子ども110番の家」などを実際に訪問 ②関係機関・団体との連携を図る。学校と連携して、子どもたちの下校時刻の把握 ③児童の安全に関する研修会などに積極的に参加する。 ④子どもたちへの防犯指導・交通安全指導。集団での帰宅を促す。「お帰り班」の編成。出欠席の確認。早帰り、お迎えなどの確認。付き添い。登下校時の見回り・見守り
発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断(複数で対応、退去するよう説得、子どもから隔離、110番通報、大声・笛(ホイッスル)で応援を求める、椅子などで防御しつつ移動) ②状況の確認・記録、運営主体への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもから、あるいは地域の方からの第一報を受けて、必要な対応を瞬時に判断する ②指導員内の役割分担・連携 ③状況の確認・記録、運営主体への報告
	参考資料:『児童福祉施設等における児童の安全の確保について』通知	参考資料:『放課後児童クラブへの児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて』

災害時の安全			
	ある程度予測が可能	予測は不能	火災は防ぐことができる。「防火に勝る消火な
	災害【台風・大雪・落雷・雪落下】	災害【地震】	災害【火災】
行政・予防対策	①落雷に関しては、対処方法について研修を主催する ②注意報・警報発令時の対処方法・体制整備 ③災害発生時の対処方法・体制整備	①行政主催の避難訓練を実施する。 ②災害発生時の対処方法・体制整備	①消火器など、防災設備の使用方法について研修を主催する ②災害発生時の対処方法・体制整備
発生時	被害復旧・再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備	被害復旧・再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備	原因究明を義務づける 被害復旧・再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備
運営主体・予防対策	◎学童保育の役割として、臨時休校などの場合も学童保育は開所することが大前提。朝から臨時休校の場合、学童保育の実情にあわせて、対処方法を事前に取り決めておく ①施設・設備の整備、消火器など防災設備の設置、避難経路の確保(非常口) ②保護者との合意・周知 →災害時の避難場所・引渡しの確認 →臨時休校時の学童保育の対応 →注意報・警報発令時や災害発生時に、保護者に迅速に連絡できるよう連絡網の確立・連絡方法を複数持つ。連絡手段がまったくなくなる場合も考慮しておく ④避難訓練等を実施する。落雷に関しては、対処方法について研修を受けさせる	◎学童保育の役割として、臨時休校などの場合も学童保育は開所することが大前提 ①施設・設備の整備、消火器など防災設備の設置、避難経路の確保(非常口)、耐震構造 ②保護者との合意・周知 →災害時の避難場所・引渡しの確認。 →授業中に災害が起こった場合、保育中に災害が起こった場合など、それぞれの対処方法、また保護者への連絡方法など →災害発生時に、保護者に迅速に連絡できるよう連絡方法を複数持つ。連絡手段がまったくなくなる場合も考慮しておく ④避難訓練等を実施する。	◎学童保育の役割として、臨時休校などの場合も学童保育は開所することが大前提 ①施設・設備の整備、消火器など防災設備の設置、避難経路の確保(非常口)、防火対策が施された建物 ②保護者との合意・周知 →災害時の避難場所・引渡しの確認。 →授業中に災害が起こった場合、保育中に災害が起こった場合など、それぞれの対処方法、また保護者への連絡方法など →災害発生時に、保護者に迅速に連絡できるよう連絡方法を複数持つ。 ④避難訓練等を実施する。
発生時	①被害復旧 ②指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 ③再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる	①被害復旧。災害翌日からの学童保育開所 ②指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 ③再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる	①被害復旧。災害翌日からの学童保育開所 ②指導員からの報告を受けて、人的・施設設備・物品などの被害調査。原因究明 ③保護者への説明・対応 ④再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる
学童保育・指導員・予防対策	①日常的に、落下・破損・倒壊防止のために、施設・設備の管理・点検・改善措置 ②避難訓練等を実施する。落雷に関しては、対処方法について研修を受ける	①日常的に、落下・破損・倒壊防止のために、施設・設備の管理・点検・改善措置。消火器など防災設備の点検。避難経路の確保(非常口) ③避難訓練等を実施する。	①日常的に、落下・破損・倒壊防止のために、施設・設備の管理・点検・改善措置。消火器など防災設備の点検。避難経路の確保(非常口) ②避難訓練等を実施する。 ③調理などの火を使う場合は十分注意する。また漏電・放火・子どもの火遊びなど、予期せぬ火災についても、予防対策をする
発生時の対応	①子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断する ②指導員内の役割分担・連携 ③子どもの安全に責任を持って、確実に保護者へ引き渡す ④状況の確認・記録、運営主体への報告	①子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断する ②指導員内の役割分担・連携 ③子どもの安全に責任を持って、確実に保護者へ引き渡す ④状況の確認・記録、運営主体への報告	①子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断する ②指導員内の役割分担・連携(火災の内容によっては初期消火、避難・人員確認、負傷者救出、119番通報、消火活動) ③子どもの安全に責任を持って、確実に保護者へ引き渡す ④状況の確認・記録、運営主体への報告

『日本の学童ほいく』購読及び普及・拡大のお願い



今日、学童保育と入所児童が増え続け、今後も激増することが予測される中で、私たちが学童保育づくり運動のなかで大切にしてきたことを守り・発展させて、よりよい学童保育をつくっていく課題は大変重要です。そのためのとりくみや運動、実践を発展させていくために欠かせない月刊『日本の学童ほいく』の役割は、ますます大きくなっています。

『日本の学童ほいく』は全国学童保育連絡協議会の機関誌であり、学童保育をテーマとする日本で唯一の専門月刊誌です。現在約40000部を発行しています。掲載内容――

- 読者である父母と指導員が自らつくっている雑誌
- 働きながらの子育てに役立つ雑誌
- 指導員の実践に役立つ雑誌
- 学童保育の運動をすすめるのに役立つ雑誌
- 父母と指導員が共感をつくる雑誌

全国連絡会では、広く学童保育関係者にとっていっそう役立つ誌面をめざし、各児童クラブ関係者（指導員・保護者など）のみなさんへ購読・普及拡大のとりくみを、県及び地域連絡協議会を通じて行ってきています。

鹿児島での購読者は、2002年の40冊から2010年には112冊と倍増し、2014年は177冊、2015年は220冊と購読数を増やしてきていますが、県内に435の児童クラブ・学童保育所が存在する中で、購読者数は決して多くありません。

購読者数の拡大で、県児童クラブ連絡協議会の財政支援を！
 県連を通じて購読すると購読手数料が、県連に還元されます。
 是非、ご協力下さい！

購読希望の児童クラブ・学童保育所におかれましては、下記申込用紙にて、県連絡会事務局までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

月刊『日本の学童ほいく』購読申込書

下記申込書にご記入（児童クラブ名・購読冊数・送付先・担当者）の上、FAXにて送信していただきますようお願いいたします。

児童クラブ名 (送付先)	(住所) TEL _____ FAX _____
購読冊数	(冊数 × 送料) = 合計
担当者	

送信先：FAX 0995-45-8785

■定価・送料、振込先

※ 定価340円 毎月15日発行
 送料 (年)
 毎月1冊…78円×12月=936円
 2冊…94円×12月=1128円
 3冊…110円×12月=1320円
 4冊以上は無料

※ 振込先
 鹿児島銀行 隼人支店
 普通 932396
 名義：鹿児島県児童クラブ連絡協議会
 月刊誌担当 岩元 順子

※1年分の前納払いを基本とさせていただきます。ご入金後に購読を中止なさる場合でも、返金はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

※連絡先 向花小児童クラブ（TEL0995-45-8785） 『日本の学童ほいく』担当 岩元 順子

月刊『日本の学童ほいく』で大切にしているのは

全国連協の機関誌で、日本で唯一の学童保育の専門月刊誌です

よりよい学童保育づくりのために保護者や指導員たちが、各地で運動をすすめています。全国連協は、その全国ネットワークとして1967年に誕生した、学童保育の発展をめざして交流・研究・情報交換をしながら運動する保護者や指導員でつくる民間の専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』は、保護者・指導員のこの願いを実現するために1974年6月に創刊された全国連協の機関誌で、また日本で唯一の学童保育専門誌でもあります。



読者である保護者・指導員が自らつくっている雑誌です

毎号、保護者と指導員のレポートがたくさん載っています。一般の雑誌とは違い、学童保育に子どもを通わせる保護者と指導員を書き手として、働きながらの子育てを応援し、学童保育の充実を願う立場でつくられています。

特集の企画は、保護者・指導員で構成する編集委員会で毎月の特集テーマについて討議を重ねてつくっています。



学童保育をよくする活動を支えています

<本誌の収入が全国連協の財政の9割以上を占めています>

全国連協は、学童保育の制度化と施策の改善を求めて、国や自治体、関係諸団体、マスコミに対して働きかけています。また、全国の学童保育の情報を収集し、地域の連絡協議会や父母会（保護者会）に情報を提供しています。

月刊『日本の学童ほいく』の売り上げは、こうした活動を支えています。全国連協では事務所を置き、専従職員（現在は正規6人体制）を配置して活動しています。



<地域の連絡協議会などへの還元金制度>

本誌の購読を取りまとめている地域の連絡協議会に購読部数に応じて還元金制度があり、地域の連絡協議会の活動費の大きな財源となっています。なかには、この収入を財源にして、事務所を置き、専従職員を配置して活動しているところもあります。

2016年4月号からの特集テーマはこれです！

*4月号から10月号は特集のタイトルです。11月号以降は特集内容にあったタイトル名をこれからつけます。

4月号	春☆あらたなスタート 学童保育	10月号	子どもと食—みんなで食べるとおいしいね！
5月号	つながる“わ”父母会	11月号	指導員のチームワーク
6月号	伝えることから始まる「伝えあい」	12月号	新制度と学童保育
7月号	子どものからだと生活	1月号	子どもとコミュニケーション
8月号	学童保育指導員の仕事と労働条件	2月号	第51回全国学童保育研究集会in愛知
9月号	発達障害を学ぶ—一人ひとりを大切に 学童保育の生活づくり	3月号	学校と学童保育

..... すずめるためのキャッチコピーをつくってみませんか。例えば～

- 「子育ての知恵がいっぱいの一冊」
- 「手元があればいつでも読めるMy『日本の学童ほいく』」
- 「元気になる言葉（記事）がいっぱい載ってるよ！」
- 「行き道に読めば元気になる、帰り道に読めばやさしくなれる」
- 「新しい出会い、人の輪（和）が広がる『日本の学童ほいく』」



●問い合わせ：FAX送信先

鹿児島県児童クラブ連絡協議会事務局（青葉児童クラブ内）

〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

ホームページ：<http://m-jidouclub.com/krijidouren-index.htm>



携帯サイトです。
ブックマークに登録を！

みんなで読んで、子どもたちのための学童保育を考えよう

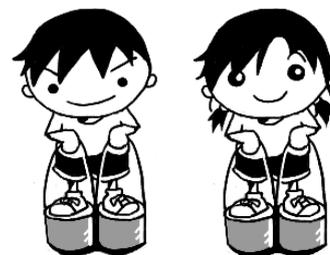
月刊『日本の学童ほいく』 普及・拡大の手引き



2016年 全国学童保育連絡協議会

毎日、子どもたちが「ただいま！」と帰る学童保育。保護者と指導員と一緒に力をあわせてつくる、安全で安心して過ごすことのできる学童保育。月刊『日本の学童ほいく』は、創刊（1974年）から一貫して、このことを大切にしています。

2016年4月号で488号を迎えた『日本の学童ほいく』（全国学童保育連絡協議会〔以下、全国連協〕発行）は、全国各地の保護者と指導員など約4万人の方々年間定期購読されています。しかし、学童保育に子どもを通わせている家庭と指導員の合計数約110万人からみればまだ一部です。私たちは、「一人で悩まないで、子育てはみんなでしていこう」「子どもは安心感のある生活のなかで、ゆっくりでも育っていくんだよ」というメッセージを『日本の学童ほいく』を読んでもらう方々に送り続けています。「子育て」や「子育ち」が難しい時代だと言われているいま、一人でも多くの保護者と指導員の仲間にこのメッセージを届けたいと思います。



全国連協の「学童保育の保育指針(案)」（改訂版）では「学童期の子どもは、大人の保護がまだ必要であることから、依存しつつ自立していく過程にあるととらえていくことが必要」としています。そして、子どもとかかわる大人（指導員や保護者）の関係が子どもの発達と成長にとって不可欠のものにとらえて、学童保育での保育内容や運営のしかたをいっしょに考えてきました。



一方、国が2015年3月に定めた「放課後児童クラブ運営指針」でも、第2章で「大人との安定した信頼関係のもとで、『学習』、『遊び』等の活動、十分な『休息』、『睡眠』、『食事』等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。」と明記されています。

『日本の学童ほいく』は、創刊されて以来、保護者と指導員が連携することや子育てのパートナーであることの大切さも訴え、交流・学習の一翼を担い、大きな役割をはたしてきました。

働きながらの子育てや指導員の実践、保護者と指導員の共感を築くこと、そして学童保育をよりよくする活動に役立つ雑誌として読み広げられてきています。学童保育が「子どもの最善の利益」を保障することを願い、『日本の学童ほいく』を唯一の専門月刊誌として購読することを呼びかけするのに役立つよう、この「普及・拡大の手引き」を作成しました。



身近で役立つ月刊『日本の学童ほいく』

月刊『日本の学童ほいく』は学童保育に関わるすべての保護者、指導員に読んでいただきたい雑誌です。

この雑誌は、次のように役立つ雑誌です。



働きながらの子育てに役立つ雑誌です

毎号の特集では、共働きやひとり親で子育てをする保護者の率直でリアルな子育ての感動や悩みがたくさん載っています。

さらに、全国の学童保育を紹介するグラビア、子どもの作文、「どうしてどうして?」、クイズ、まんが「学童ぶいぶい」、「空を見上げてみませんか?」など大人も子どもも一緒に楽しめるページがいっぱいあります。



指導員の実践（生活づくり）に役立つ雑誌です

「保護者と指導員の伝えあい」「指導員のチームワーク」「学校と学童保育」など、学童保育の基本に関わるテーマや、学童保育での遊び、宿題、行事など指導員の実践（生活づくり）に役立つ内容がいっぱいです。研究者の論文なども掲載し、指導員の悩みや疑問の解決に役立っています。



保護者と指導員の共感をつくるのに役立つ雑誌です

学童保育を支える両輪ともなる保護者と指導員が、お互いに理解しあい、協力しあう関係を正面から見つめる特集もあります。指導員の実践報告を保護者が読み、保護者の手記を指導員が読むことを通じてお互いの共感が広がる一助になることを願って、編集しています。



学童保育をよくする活動に役立つ雑誌です

「学童保育がほしい」「学童保育をもっとよくしたい」などの課題に応える情報やノウハウを載せています。また、国や自治体の動き、各地での取り組み、そして、全国連協の催し物など、最新の情報を掲載しています。

学童保育の施策や実態は地域によってさまざまです。『日本の学童ほいく』を通して学童保育の問題や課題を広い視野から見直してみましよう。

購読者を広げる6つのポイント

1 まず読んでみてください

多くの記事が、保護者や指導員の悩みや喜びを綴った内容です。共感できるページが必ずあります。子どもの作文やイラストは心が和みます。まずは役員・指導員が読み、「みんなに読んでもらおう」と、一歩を踏み出してください！



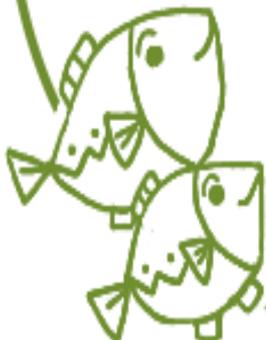
2 読んでよかったところを紹介し、話題にしてください

「これは『日本の学童ほいく』に出ていたんだけど」「『日本の学童ほいく』ではこんな学童保育が紹介されていたよ」「『日本の学童ほいく』のこの記事が役に立った」など、掲載された内容を通して、父母会（保護者会）で感想を紹介しあうのも効果的です。指導員は、父母会（保護者会）だけでなく指導員会や指導員同士の打ち合わせにも、そうした視点で活用しましょう。

研究集会の分科会テーマに関連づけたり、指導員研修会の学びと結びつけたりして、『日本の学童ほいく』の特集や掲載記事を紹介して話題にし、販売するなど定期購読の入り口として大切にしましょう。

3 一人ひとりの保護者や指導員に直接、お願いして

一人ひとりの保護者や指導員に声をかけてみれば、子育てや保育の悩みが聞け、新たな人間関係ができることもあるでしょう。知りあうことが、仲間づくりの第一歩です。『日本の学童ほいく』を手に、共感の輪を広げましょう。



4 指導員は、もっといろいろな方法で活用して

指導員は、「講座」を読みあわせる、特集や「実践ノート」を集団で検討する、「たのしいな」を実際に行ってみるなど、さまざまな方法で活用しましょう。

また、保護者に指導員から「いっしょに読みませんか」と声をかけることで、“共に子育てを”の思いが伝わり、関係をつくるよい機会となります。ぜひ指導員から保護者にすすめてください。



5 父母会（保護者会）で 「全員購読」を決める

この手引きの2ページにある「身近で役立つ月刊『日本の学童ほいく』」でふれたように、『日本の学童ほいく』を多くの保護者が読むことで、父母会（保護者会）の共通の話題ができたり、話しあいが深まったり、盛りあがったりします。

また、『日本の学童ほいく』には還元金があり、学童保育をよりよくしていくうえで欠かせない連絡協議会などの活動を、財政的に支援することができます。

総会の際に「全員購読」を決めている学童保育も少なくありません。できるところから「全員購読」にも取り組みませんか。すでに「全員購読」のところでは『日本の学童ほいく』を身近なものとする努力を重ね、保護者が集まる機会での読みあわせや感想の出しあいを事前に準備するなど計画的に進めましょう。そして毎年、「なぜ全員購読しているのか」その意義と「全員購読」の継続を確認しましょう。この話しあいをおして、学童保育に対する保護者の願いや課題も深めましょう。

6 『日本の学童ほいく』を身近に 感じる「投稿」「ポスター」

『日本の学童ほいく』の「読者のひろば」では、読んでの感想や近況などを募集しています。保護者や指導員が投稿することで『日本の学童ほいく』の内容は充実します。同じ地域や学童保育の保護者・指導員のレポートや記事が載ることによって、身近な雑誌となります（「読者のひろば」などに投稿が掲載された方やクイズの当選者には図書カードを送っています。また“モニター制度”もぜひご活用ください）。

また、『日本の学童ほいく』のポスター（カレンダー）を学童保育の入口などに貼っておくと、お迎えに来た保護者と話題にでき、意識されるきっかけになります。貼り出せないところでも、父母会（保護者会）の会場に貼り出してはどうでしょうか。

2016年4月号からの特集テーマはこれです！

* 4月号から10月号は特集のタイトルです。11月号以降は特集内容にあったタイトル名をこれからつけます。

4月号	春☆あらたなスタート 学童保育	10月号	子どもと食—みんなで食べるとおいしいね♪
5月号	つながる“わ”父母会	11月号	指導員のチームワーク
6月号	伝えることから始まる「伝えあい」	12月号	新制度と学童保育
7月号	子どものからだと生活	1月号	子どもとコミュニケーション
8月号	学童保育指導員の仕事と労働条件	2月号	第51回全国学童保育研究集会in愛知
9月号	発達障害を学ぶ—一人ひとりを大切に 学童保育の生活づくり	3月号	学校と学童保育

..... おすすめのためのキャッチコピーをつくってみませんか。例えば～

- 「子育ての知恵がいっぱいの一冊」
- 「手元があればいつでも読めるMy『日本の学童ほいく』」
- 「元気になる言葉（記事）がいっぱい載ってるよ！」
- 「行き道に読めば元気になれる、帰り道に読めばやさしくなれる」
- 「新しい出会い、人の輪（和）が広がる『日本の学童ほいく』」



連絡会の子育て110番 携帯サイト

熊H21年度 発達障害の学習会のご案内

子育て110番

- 1 鹿島内児童クラブ検索
- 2 鹿島市児童クラブ検索
- 3 障害児学童保育所
- 4 連絡会・総会・研修会
- 5 児童クラブの動き

子育てをサポートします。あなたの声をお聞かせ下さい

★子育て110番
★学童保育について

110番子育て110番検索

子育て110番(井戸端会議)
「子育てのこと語り」
※子どもごと、子育てのこと、意見、おしゃべりetc.

連絡会行事予定

児童クラブ検索会の会員連絡網です。
最新情報をメール配信します。
登録して下さい

児童クラブ検索会会員登録



鹿島市 小児科・内科の夜間救急診療

鹿島市内の小児科診療

鹿島市小児科救急電話相談

市内対応急病の対応

鹿島市児童総合センター

児童総合相談センターは、18歳未満の子どもの健やかな成長を図るため、様々な相談や障害児の早期療育指導を行う機関です。

センターには、鹿島市知的障害者更生相談所と発達障害者支援センターが併設されています。また、大隅地区については、大隅児童相談所、大島地区については、大島児童相談所、大島島の障害者更生相談所(大島児童相談所と併設)があります。

★児童総合相談センター
TEL 099-264-3003

★発達障害者支援センター
TEL 099-264-3720

★大隅児童相談所
TEL 0994-43-7011

★大島児童相談所
TEL 0997-53-6070

鹿島市自治体の子育て支援係

★鹿島市 青少年男女共同参画課
TEL 099-286-2800

★鹿島市 児童福祉係
TEL 0995-64-0991

★鹿屋市 子育て支援課
TEL 0994-31-1134

★鹿児島市 子育て支援係
TEL 0995-92-1999

診療場所: 鹿島市立医師会医療センター(1階外来) 始良郡医師会 会員の医師による輪番体制

月曜日～金曜日: 午後8時～午後11時(受付時間 午後7時30分～午後10時30分)

土曜日・日曜日・祝休日: 午後7時～午後10時(受付時間 午後6時30分～午後9時30分)

住所: 鹿島市牟人町松永3320
TEL 0995-42-1171
地図 詳細地図

白昼・初日在宅医

鹿島市小児救急電話相談

鹿島市では、夜間におけるお子様の急な病気について、看護師が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「鹿島市小児救急電話相談」を開始しています。

お子様の急な発熱、嘔吐、下痢、腹痛などわからないことがありましたら、お気軽にお電話ください。

TEL 099-254-1186

相談対象者
概ね15歳未満の子ども

相談時間
毎日・夜間 午後7時～午後11時

相談員
看護師
看護師

お問い合わせ先
〒890-8577 鹿島市鶴池新町10番1号
鹿島市 保健医療福祉課 地域医療係
電話: 099-286-2693
FAX: 099-286-5928

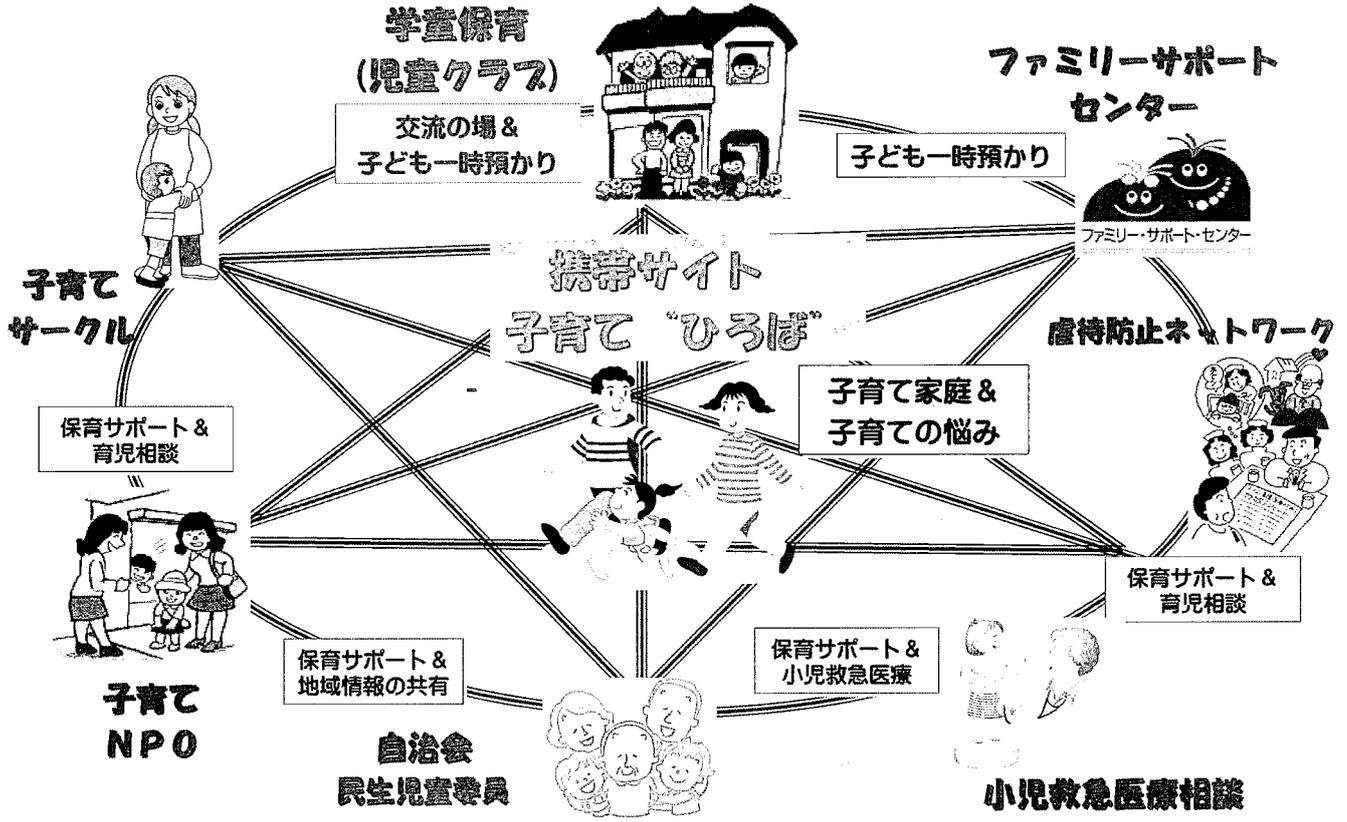
戻る Go

救急病院連絡先

- 休日当番医検索
- 救急病院連絡先-1
- 救急病院連絡先-2
- 救急病院連絡先-3



子育て“ひろばづくり”ネットワーク



福祉事務所	施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
鹿屋市・ 肝属福祉 事務所	1 寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
	2 第2寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
	3 にしはら学童育成クラブ	893-0064	鹿屋市西原1丁目5-16		0994-45-5215
	4 ことぶき北学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿3-7-19		0994-45-6822
	5 わかば児童クラブ	893-0014	鹿屋市寿4-8-14		0994-44-5234
	6 西原台学童育成クラブ	893-0057	鹿屋市今坂町12405-47		0994-44-6577
	7 鹿屋学童育成クラブ	893-0009	鹿屋市大手町11-17		0994-42-2663
	8 第2鹿屋学童育成クラブ	893-0009	鹿屋市大手町8-11		0994-42-2663
	9 花岡児童育成クラブ	891-2304	鹿屋市花岡町4043		0994-46-3763
	10 二葉児童クラブ	893-0064	鹿屋市西原1丁目16-4		0994-44-6107
	11 第1こぼと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801-1		0994-40-2851
	12 第2こぼと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801-1		0994-40-2851
	13 笠之原児童育成クラブ	893-0023	鹿屋市笠之原町47-7		0994-45-4500
	14 和光児童クラブ	893-0023	鹿屋市横山町1566		0994-48-2931
	15 はらい川児童クラブ	893-0026	鹿屋市祓川町4498		0994-42-2250
	16 エンゼル児童クラブ	893-0013	鹿屋市札元2-3721-1		0994-43-9353
	17 南部幼稚園学童クラブ	893-0047	鹿屋市下堀町9579-1		0994-44-6850
	18 吾平児童クラブ	893-1101	鹿屋市吾平町上名7681		0994-58-8220
	19 いずみ幼稚園学童クラブ	893-1101	鹿屋市吾平町上名6368-2		0994-58-6893
	20 細山田保育園わんぱく児童クラブ	893-1601	鹿屋市串良町細山田4833-4		0994-62-2026
	21 正徳仲良しクラブ	893-1603	鹿屋市串良町岡崎3445-2		0994-63-2186
	22 上小原児童クラブ	893-1605	鹿屋市串良町上小原2621-3		0994-63-3657
	23 光明児童クラブ	893-0201	鹿屋市輝北町上百引3989		099-486-0562
	24 児童育成クラブラビット館	893-0023	鹿屋市笠之原町6-1	ひなぎく保育園	0994-42-4077
	25 青葉・豊栄児童クラブ	893-1613	肝属郡東串良町川西1902番地		0994-63-5533
	26 垂水児童クラブ	891-2104	垂水市市神144番地		0994-32-5650
	27 高山学童クラブ	893-1206	肝属郡肝付町高山前田3839		0994-65-1308
	28 内之浦放課後児童クラブ	893-1402	肝属郡肝付町南方2643-1		0994-67-2349
	29 恵心学童クラブ	893-1207	肝属郡肝付町新富4990		0994-65-3507
	30 あけぼの学童クラブ	893-1203	肝属郡肝付町後田伊東9886-3		0994-65-3816
	31 国見学童クラブ	893-1203	肝属郡肝付町後田3342-1		0994-65-0125
	32 高祐学童クラブ	893-1206	肝属郡肝付町前田3971		0994-65-1155
	33 根占学童ひまわりクラブ	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北1262		0994-24-5343
	34 佐多放課後学童クラブ	893-2601	肝属郡南大隅町佐多伊佐敷4018		0994-26-1233
	35 たしろ学童クラブ	893-2402	肝属郡錦江町田代川原275-1	川原保育園内	0994-25-2037
	36 たけのこ学童クラブ	893-2302	肝属郡錦江町大根占城元517-2		0994-22-1233
	37 ひかり学童クラブ	893-2302	肝属郡錦江町大根占城元4750-3		0994-29-0256
	38 めばえ学童クラブ	893-2301	肝属郡錦江町大根占神川3141-26		0994-22-0768
薩摩川 市内市	1 第1可愛児童クラブ	895-0061	薩摩川内市御陵下町4-30	可愛小内	0996-22-8451
	2 第2可愛児童クラブ	895-0061	薩摩川内市御陵下町4-30	可愛小内	
	3 MIKUNIKIDS CLUB	895-0061	薩摩川内市御陵下町11-9	みくにキッズ保育園内	0996-22-3974
	4 第1永利児童クラブ	895-0007	薩摩川内市百次959-5	永利小内	0996-22-5322
	5 第2永利児童クラブ	895-0007	薩摩川内市百次959-5	永利小内	0996-22-5322
	6 水引児童クラブ	895-1921	薩摩川内市水引町5349-1		0996-26-2376
	7 黒木わいわいクラブ	895-1504	薩摩川内市祁答院町黒木185	黒木小内	0996-55-1960
	8 おかっこ児童クラブ	895-0056	薩摩川内市宮里町3048-9	清水丘保育園内	0996-25-4522
	9 平佐西児童クラブ	895-0012	薩摩川内市平佐町2934-1	ハブテスト川内協会内	0996-22-8250
	10 平佐西児童クラブもちのき館	895-0012	薩摩川内市平佐町2780-19		0996-20-0514
	11 青山児童クラブ	895-0044	薩摩川内市青山町4194	青山幼稚園内	0996-20-0775
	12 亀山児童クラブ	895-0065	薩摩川内市宮内町1680	亀山小内	0996-20-4647
	13 亀山のびのび児童クラブ	895-0065	薩摩川内市宮内町1680	亀山小内	0996-20-4647
	14 川内幼稚園 児童クラブ	895-0012	薩摩川内市平佐町3590-2	川内幼稚園	0996-20-1280
	15 市比野児童クラブ	895-1202	薩摩川内市樋脇町市比野2805	市比野幼稚園内	0996-38-1490
	16 育英児童クラブ	895-0072	薩摩川内市中郷1丁目41-12		0996-22-2188
	17 寺子屋キッズクラブ	895-0072	薩摩川内市中郷3丁目149		
	18 城上児童クラブ	895-0213	薩摩川内市城上町4515		0996-30-1555
	19 隈之城児童クラブ	895-0041	薩摩川内市隈之城4040番1		0996-29-4198
	20 樋脇白ゆり児童クラブ	895-1202	薩摩川内市樋脇町塔之原3618-1	樋脇小内	0996-37-3166

福祉事務所	施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
阿久根市・出水市・川薩福祉事務所	21 東郷児童クラブ	895-1106	薩摩川内市東郷町斧淵299-6		0996-42-1740
	22 入来ひまわり児童クラブ	895-1402	薩摩川内市入来町浦之名88番地		0996-44-5352
	23 里きらきら児童クラブ	896-1101	薩摩川内市里町里1910		09969-3-2838
	24 錦光こすもす少年クラブ	895-2201	薩摩郡さつま町求名2735-7		0996-57-0882
	25 恵光学童クラブ	895-2202	薩摩郡さつま町中津川1629		0996-57-0845
	26 えいしん児童クラブ	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城	屋地1546-3	090-9560-0555
	1 大川児童クラブ	899-1741	阿久根市大川8287		0996-74-0053
	2 脇本児童クラブ	899-1131	阿久根市脇本8050-1		0996-75-0339
	3 阿久根学童クラブ	899-1615	阿久根市琴平町68-1	中央児童館	0996-72-3161
	4 山下児童クラブ	899-1604	阿久根市山下963-17		090-6776-3110
	5 鶴川内児童クラブ	899-1603	阿久根市鶴川内3310		0996-72-1271
	6 養護学童クラブ ガッツ	899-1611	阿久根市赤瀬川2486-1	B&G体育館内	0996-72-3607
	7 折多児童クラブ	899-1601	阿久根市折口4352-1		090-5478-9124
	阿久根市社会福祉協議会	899-1626	阿久根市鶴見町167		0996-72-3800
	8 出水児童クラブ	899-0204	出水市麓町9-13 出水小内		0996-63-1216
	9 西出水児童クラブ	899-0133	出水市西出水町1050		0996-63-8240
	10 第2西出水児童クラブ	899-0133	出水市西出水町1008番地		0996-63-8215
	11 東出水児童クラブ	899-0203	出水市上鯖淵1866	東出水小学校内	0996-63-6137
	12 米ノ津児童クラブ	899-0132	出水市下知識町1584	米ノ津小学校内	0996-67-4800
	13 米ノ津東児童クラブ	899-0123	出水市下鯖町630-2		0996-67-5975
	14 児童クラブ まなづる	899-0208	出水市文化町991-2		0996-63-8249
	15 あいぽーと	899-0138	出水市住吉町32-38		0996-79-3976
16 しもづる児童クラブ	899-0405	出水市高尾野町下水流2759-18		0996-82-0820	
17 高尾野児童クラブ	899-0402	出水市高尾野柴引2084	慈光幼稚園内	0996-82-2171	
18 野田児童クラブ	899-0501	出水市野田町上名6034-1	野田幼稚園内	0996-64-9130	
19 江内児童クラブ	899-0407	出水市高尾野町江内3377	江内カントリーコア内	0996-82-2171	
20 大川内児童クラブ					
21 荘児童クラブ					
22 川床保育園	899-1212	出水郡長島町川床981-2	社会福祉法人南嶺福祉会	0996-87-0048	
出水市社会福祉協議会	899-0217	出水市平和町97	社会福祉会館内	0996-63-2140	
1 ふれあい児童クラブ	895-2511	伊佐市大口里1842-2	みどり保育園内	0995-22-2611	
2 山野児童クラブ	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター気付	0995-22-1166	
3 羽月児童クラブ	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター気付	0995-22-1166	
4 曾木児童クラブ	895-2441	伊佐市大口曾木1827-1		0995-25-2155	
5 牛尾児童クラブ	895-2501	伊佐市大口木ノ氏1278-12		0995-22-0989	
6 勝蓮寺学童保育クラブ	895-2701	伊佐市菱刈町前目781			
7 田中児童クラブ	895-2705	伊佐市菱刈町重留1526-2	田中保育所内	0995-26-1016	
伊佐市シルバー人材センター	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター気付	0995-22-1166	
1 国分北児童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1332		0995-47-5600	
2 青葉児童クラブ	899-4301	霧島市国分重久2105-1		0995-45-7800	
3 国分西児童クラブ	899-4322	霧島市国分福島3-21-48		0995-48-8086	
4 向花小児童クラブ	899-4353	霧島市国分向花町16-14-6		0995-45-8785	
5 ミルキー児童クラブ	899-4332	霧島市国分中央5-2-7		0995-45-8432	
6 ドリームクラブ	899-4311	霧島市国分清水1-25-45		0995-46-0789	
7 児童クラブユニコーン	899-4332	霧島市国分中央2-4-3	ふれあいの郷2階	0995-47-3525	
8 上小川児童クラブ	899-4316	霧島市国分上小川896-1		0995-71-0850	
9 ほのぼの児童クラブ しげひさのおうち	899-4301	霧島市国分重久738-1		0995-71-0782	
10 ほのぼの児童クラブ はなむれのおうち	899-4301	霧島市国分重久422-2		0995-45-1048	
11 ほのぼの児童クラブ きりしまのおうち	899-4301	霧島市国分重久551-1		0995-71-0781	
12 あおばキッズ児童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1366	青葉幼稚園	0995-47-7811	
13 にじの橋みなと学童クラブ	899-4315	霧島市国分湊418-4		0995-73-7408	
14 にじの橋城山学童クラブ	899-4331	霧島市国分中央2丁目1-14		090-8918-8076	
15 こくぶみなみ児童クラブ	899-4463	霧島市国分下井2109-1		0995-47-0901	
16 NPO法人「子育て支援ラルゴ」	899-4322	霧島市国分福島1丁目1-25-1	こどもセンター内	0995-47-1572	
17 新光保育園学童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1丁目17-3	(新光保育園)	0995-45-0397	
18 なないろ児童クラブ	899-4325	霧島市国分松木町19-14		0995-48-7716	
19 ふくしま児童クラブ	899-4322	霧島市国分福島2丁目36-34		0995-73-5081	
20 白蓮児童クラブ	899-6402	霧島市溝辺町竹子866		0995-59-2362	

福祉事務所		施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
霧島市・伊佐市・始良福祉事務所	21	高陵寺児童クラブ	899-6401	霧島市溝辺町有川508		080-2722-9298
	22	陵南児童クラブ	899-6404	霧島市溝辺町麓1244-1		0995-58-4649
	23	横川町放課後児童クラブ	899-6303	霧島市横川町中ノ204		0995-47-0280
	24	至宝学童クラブ	899-6301	霧島市横川町上ノ4503-1		0995-73-2371
	25	わんぱくランド	899-6603	霧島市牧園町高千穂3617-406		0995-78-3017
	26	牧園にこにこ学童クラブ	899-6507	霧島市牧園町宿窪田1372-2		0995-76-1364
	27	中津川児童クラブ	899-6505	霧島市牧園町持松976		0995-79-2779
	28	大窪児童クラブ	899-4201	霧島市霧島川北246		0995-57-0202
	29	スジャータークラブ	899-4201	霧島市霧島田口807		0995-57-1482
	30	すめら学童クラブ	899-4201	霧島市霧島田口2512-6		0995-57-0527
	31	とみくま児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝340		0995-43-8513
	32	宮内児童クラブ	899-5121	霧島市隼人町神宮3-4-1		0995-43-8135
	33	日当山児童クラブ	899-5115	霧島市隼人町東郷1-187		0995-42-8000
	34	小野児童クラブ	899-5101	霧島市隼人町小田2468-1		0995-43-6645
	35	姫城児童クラブ	899-5111	霧島市隼人町姫城1丁目235		0995-43-0366
	36	クローバー保育園児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝2400-3		0995-43-3672
	37	キッズランド児童クラブ	899-5101	霧島市隼人町住吉534	キッズランド託児所内	0995-73-5325
	38	学童保育のびのび	899-4501	霧島市福山町福山4930-2	牧之原保育園内	0995-56-2867
	39	福山児童クラブ	899-4501	霧島市福山町福山3150-1		0995-55-2651
	1	加治木児童クラブ	899-5231	始良市加治木町反土2955		0995-62-4320
	2	柁城児童クラブ	899-5214	始良市加治木町仮屋町248		0995-62-5666
	3	錦江児童クラブ	899-5222	始良市加治木町錦江町74		0995-62-6039
	4	竜門児童クラブ	899-5203	始良市加治木町小山田1368		0995-62-1113
	5	高井田児童クラブ	899-5241	始良市加治木町木田4872-2		0995-63-5043
	6	おおぞら保育園	899-5204	始良市加治木町日木山1101-2		0995-63-5076
	7	児童クラブ 第1風の子園	899-5421	始良市東餅田2608-1	建昌保育園内	0995-55-5611
	8	児童クラブ 第2風の子園	899-5421	始良市東餅田2608-1		0995-55-5611
	9	あすなろ児童クラブ	899-5431	始良市西餅田3397-5	興教寺保育園内	0995-65-2177
	10	児童クラブかがやき	899-5431	始良市西餅田61-6		0995-66-0816
	11	児童クラブはやぶさ	899-5431	始良市西餅田2810-37		0995-66-0816
	12	児童クラブけんぜん	899-5651	始良市平松4069-3		090-2397-8500
	13	児童クラブ スマイル	899-5432	始良市宮島町45-8		0995-65-2095
	14	よねやま児童クラブ	899-5411	始良市鍋倉634-4		0995-66-0260
	15	三船児童クラブ	899-5404	始良市永瀬41番地		0995-65-2830
	16	山田児童クラブ	899-5543	始良市下名60		0995-65-2531
	17	エミール児童クラブ	899-5431	始良市西餅田2803-1		0995-65-1515
	18	おおぞら保育園(始良)	899-5431	始良市西餅田3593-9		0995-73-7199
	19	にしあいら児童クラブ	899-5656	始良市西始良1丁目39-27		0995-73-6381
	20	重富児童クラブ	899-5651	始良市平松5327-2		0995-73-7397
21	大楠児童クラブ	899-5302	始良市蒲生町上久徳2250番地		090-5742-8811	
22	にしうら児童クラブ	899-5306	始良市蒲生町西浦815番地	西浦小学校内	090-2507-6640	
1	速證児童クラブ	899-6104	始良郡湧水町川西800-1		0995-75-2040	
2	栗野町児童クラブ	899-6207	始良郡湧水町米永411-1		0995-74-1811	
志布志市・曾於市・曾於福祉事務所	1	るんびにクラブ	899-8102	曾於市大隅町岩川6591	覚照保育園	099-482-1672
	2	岩川学童クラブ	899-8102	曾於市大隅町岩川5565	岩川保育園	099-471-2218
	3	太陽の子クラブ	899-8212	曾於市大隅町月野2243-1	太陽の子保育園	0994-82-2927
	4	カラーサンガクラブ	899-8212	曾於市大隅町月野3659-1	正心保育園	0994-82-3302
	5	げんきぼクラブ	899-8103	曾於市大隅町坂元481-31	大隅北保育園	099-483-1469
	6	スジャータクラブ	899-8105	曾於市大隅町段中町	大隅中央幼稚園	099-482-0384
	7	楽習クラブ	899-4101	曾於市財部町北俣8-2	しゃら保育園	0986-72-0223
	8	きらり南学童クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣5229-3	きらり保育園	0986-75-1211
	9	きらり北学童クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣5518		0986-74-2050
	10	こんべいとう放課後児童クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣161		0986-72-0333
	11	末吉中央児童クラブ	899-8605	曾於市末吉町二之方6257	末吉小学校内	0986-76-0340
	12	諏訪児童クラブ	899-8606	曾於市末吉町深川12451-3		0986-76-2220
	13	深川児童クラブ	899-8606	曾於市末吉町深川7222		0986-76-7266
	14	櫛児童クラブ	899-8608	曾於市末吉町南之郷6761-1		0986-76-2221
	15	柳迫児童クラブ	899-8606	曾於市末吉町深川2311-2		0986-72-1127

福祉事務所		施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
事務所	16	りんこう児童クラブ	899-8601	曾於市末吉町岩崎2122-2	輪光保育園	099-482-0447
	17	高岡児童クラブ	899-8608	曾於市末吉町南之郷10150-1		0986-78-1822
	18	なんこう放課後児童クラブ	889-7305	曾於郡大崎町假屋1555-2		099-476-0025
	19	おおさき放課後児童クラブ	899-7305	曾於郡大崎町仮宿1862		099-476-0049
	20	学童寺子屋クラブ	899-7301	曾於郡大崎町菱田1293-5		099-477-1568
	21	ちびっこ学童クラブ	899-8313	曾於郡大崎町野方6095-38		099-478-3662
志布志市福祉事務所	1	新橋児童クラブ	899-7601	志布志市松山町新橋1564		099-487-2146
	2	泰野児童クラブ	899-7601	志布志市松山町泰野547-1		099-487-8154
	3	尾野見児童クラブ	899-7603	志布志市松山町尾野見41-1		099-487-9545
	4	志布志児童クラブ	899-7102	志布志市志布志町帖6398	志布志小内	099-472-0544
	5	香月児童クラブ	899-7104	志布志市志布志町安楽188		099-472-1369
	6	安楽児童クラブ	899-7104	志布志市志布志町安楽1769		099-472-0098
	7	スマイル児童クラブ	899-7211	志布志市志布志町内之倉3354-4	たちばな保育園	099-472-0300
	8	たちばな児童クラブ	899-7211	志布志市志布志町内之倉3354-4	たちばな保育園	099-472-0300
	9	おおぞら児童クラブ	899-7211	志布志市志布志町内之倉1808-10		099-479-2164
	10	あゆみ児童クラブ	899-7103	志布志市志布志町志布志1214		099-472-3436
	11	伊崎田児童クラブ	899-7401	志布志市有明町伊崎田8851		099-474-1851
	12	有明児童クラブ	899-7402	志布志市有明町野井倉1182		099-474-1850
	13	太陽の子児童クラブ	899-7402	志布志市有明町野井倉8547-4		099-474-1506
	14	蓬原児童クラブ	899-7402	志布志市有明町蓬原815		099-475-1921
	15	のがみ児童クラブ	899-7512	志布志市有明町野神3143-2		099-475-1920
	16	宇都育心児童クラブ	899-7511	志布志市有明町原田2298		099-475-0105
いちき串木野市・日置市福祉事務所	1	串木野中央学童クラブ	896-0054	いちき串木野市日出町11477		0996-33-3131
	2	橋学童クラブ	896-0069	いちき串木野市浜ヶ城12283-3		0996-32-9886
	3	照島学童クラブ	896-0053	いちき串木野市照島5296-4		0996-32-3270
	4	学童クラブ「市来っ子」	899-2101	いちき串木野市大里3731	市来保育園	0996-36-2166
	1	みのり学童クラブ	899-2311	日置市東市来町養母13246-3		099-274-9416
	2	フレンド	899-2201	日置市東市来町湯田2231		099-274-0260
	3	子どもの家学童クラブ	899-2503	日置市伊集院町妙円寺1-64-1		099-273-5161
	4	わんぱく児童クラブ	899-2511	日置市伊集院町下神殿1953		099-272-2670
	5	太陽クラブ	899-2504	日置市伊集院町郡2056		099-273-1277
	6	つつじが丘フレンドクラブ	899-2513	日置市伊集院町麦生田2024-41		099-273-1160
	7	清光学童クラブ	899-2501	日置市伊集院町下谷口1899-3		099-273-4457
	8	飯牟礼児童クラブ	899-2522	日置市伊集院町飯牟礼910		099-273-1632
	9	日吉放課後児童クラブ	899-3101	日置市日吉町日置3450-2		099-292-3279
	10	和田児童クラブ	899-3311	日置市吹上町和田2116		099-296-3012
11	花田児童クラブ	899-3301	日置市吹上町中原2847		099-296-2111	
12	常楽寺児童クラブ	899-3303	日置市吹上町湯ノ浦2592		099-296-2167	
13	村長の家児童クラブ	899-3303	日置市吹上町湯之浦2758		099-296-5303	
14	伊作児童クラブ	899-3301	日置市吹上町中原2847		099-296-2111	
南さつま市・枕崎市	1	万世学童クラブ	897-1123	南さつま市加世田高橋2765		0993-53-3203
	2	内山田フレンドクラブ	897-0004	南さつま市加世田内山田2397	キッズランド児童館	0993-52-3634
	3	サンユウ児童クラブ	897-0002	南さつま市加世田武田17444-5	加世田保育園	0993-78-3090
	4	のびやかクラブ	897-1124	南さつま市加世田宮原1206	益山保育園	0993-52-3021
	5	もりもりクラブ	899-3611	南さつま市加世田津貫6550		0993-55-2132
	6	阿多スクールキッズ	899-3511	南さつま市金峰町宮崎4104-5	阿多保育園内	0993-77-0775
	1	妙見児童クラブ	898-0063	枕崎市妙見町751	妙見保育園内	0993-72-0613
	2	別府児童クラブ	898-0086	枕崎市別府西町136	別府保育園内	0993-76-2003
	3	わんぱくクラブ	898-0051	枕崎市中央町261	立神保育園内	0993-72-0315
	4	まくらぎ児童クラブ	898-0022	枕崎市宮田町1番地	まくらぎ保育園内	0993-72-0253
	5	ひっとベクラブ	898-0031	枕崎市枕崎281番地	片平山児童センター内	0993-73-1333
	1	児童クラブわかば	897-0302	南九州市知覧町郡16758-2	大心寺二葉保育園	0993-83-2228
	2	中央児童クラブキッズ	897-0305	南九州市知覧町瀬世5383-8		0993-84-0628
	3	明光児童クラブ	897-0304	南九州市知覧町東別府20788		0993-85-3292
	4	大徳寺児童クラブ	891-0911	南九州市知覧町塩屋28883		0993-86-2027
	5	平和っ子児童クラブ	897-0302	南九州市知覧町郡17755番地	ちらん平和保育園内	0993-83-4735
	6	緑が丘児童クラブ		南九州市川辺町平山2522番地	緑が丘保育園内	0993-56-1505
7	川辺幼稚園児童クラブ		南九州市川辺町	川辺幼稚園内	0993-56-0450	

福祉事務所		施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
指宿市・川辺・指宿福祉事務所	8	川辺サンユウ児童クラブ		南九州市川辺町	川辺学習館附属幼稚園内	0993-56-2006
	9	田代児童クラブ		南九州市川辺町	田代校区公民館内	0993-78-3093
	10	高田児童クラブ		南九州市川辺町	高田校区公民館内	0993-56-0883
	11	第1児童館		南九州市川辺町		0993-56-1318
	12	第2児童館		南九州市川辺町		0993-57-2001
	13	大川キッズクラブ	891-0704	南九州市穎娃町別府6597-3	大川保育園内	0993-38-0131
	14	あおと児童クラブ	891-0705	南九州市穎娃町上別府4567	青戸保育所内	0993-39-0236
	15	九玉児童クラブ	891-0703	南九州市穎娃町御領3450-2	御領保育園内	0993-36-0595
	16	勝縁児童クラブCOSMOS	891-0701	南九州市穎娃町郡11334-7	勝縁保育園内	0993-36-0102
	17	粟ヶ窪児童クラブ	891-0702	南九州市穎娃町牧之内9453-4	粟ヶ窪保育所内	0993-36-0102
	18	穎娃児童クラブ	891-0701	南九州市穎娃町郡1390番地	穎娃保育園	0993-36-0139
	19	ひかり組	891-0704	南九州市穎娃町別府3684-3	光栄保育園内	0993-38-1904
	20	ちどり児童クラブ	891-0704	南九州市穎娃町別府5031-3	ちどり保育園内	0993-38-0189
	1	魚見児童クラブ	891-0404	指宿市東方11018-11		0993-22-2830
	2	げんきっず	891-0315	指宿市岩本2808		0993-25-2020
	3	ひばり児童クラブ	891-0402	指宿市十町543		0993-22-5254
	4	新西方(保)こうこうクラブ	891-0313	指宿市新西方725		0993-25-2861
	5	わんぱくキッズ	891-0403	指宿市十二町2338-5		0993-22-5558
	6	池田児童クラブ	891-0312	指宿市池田3880		0993-26-2116
	7	ひまわり会	891-0311	指宿市西方4692-4		0993-25-2021
8	徳光児童クラブ	891-0513	指宿市山川岡児ヶ水15-3		0993-35-0903	
9	たいせい児童クラブ	891-0515	指宿市山川小川649-1		0993-35-2275	
10	開聞児童クラブ童夢	891-0603	指宿市開聞十町2807-3		0993-32-2100	
11	川尻マンゴーくらぶ	891-0602	指宿市開聞川尻5677		0993-32-2488	
西之表市	1	榕城児童クラブ	891-3101	西之表市西之表9786		0997-23-0217
	2	若宮児童クラブ	891-3101	西之表市西之表16314-4		0997-22-0600
	3	めいろう児童クラブ	891-3101	西之表市西之表10050		0997-22-1636
奄美市	1	奄美小学童クラブ	894-0022	奄美市名瀬久里町15-10	奄美小内	0997-53-1611
	2	名瀬小児童クラブ	894-0023	奄美市名瀬永田町1-1		0997-52-0074
	3	あおぞら児童クラブ	894-0006	奄美市名瀬小浜町14-1	伊津部小内	0997-52-0980
	4	学童クラブたんぼぼ	894-0046	奄美市名瀬大字小宿900	小宿小内	0997-54-8845
	5	菜の花学童クラブ	894-0772	奄美市名瀬西仲勝1201-3	大川小内	0997-53-4738
	6	第1ひまわりクラブ	894-0061	奄美市名瀬朝日町31-5		0997-52-1288
	7	第2ひまわりクラブ	894-0061	奄美市名瀬朝日町31-2		0997-52-1299
	8	住用オレンジクラブ	894-1116	奄美市住用町摺勝610	東城小内	090-2718-2954
	9	赤木名保育所内学童クラブ	894-0513	奄美市笠利町大字外金久28-1		0997-63-0043
	10	笠利聖母保育園	894-0622	奄美市笠利町大字笠利882		0997-63-8664
		古仁屋児童クラブ	894-1508	大島郡瀬戸内町古仁屋805	古仁屋小内	090-7922-2691
徳之島事務所福祉課	1	伊仙児童クラブ	891-8293	大島郡伊仙町大字伊仙3508		0997-86-2157
	2	にこにこキッズ	891-7101	大島郡徳之島町亀津3334	亀津保育園	0997-83-2477
	3	仲良しトトロ	891-7102	大島郡徳之島町亀徳1640番地9	亀徳保育園	0997-83-3232
	4	母間クラブ ペンギン村	891-7426	大島郡徳之島町母間3900番地		0997-84-1340
	5	朝戸児童館	891-9304	大島郡与論町朝戸1772番地		0997-97-4735
	6	なかよしクラブ	891-9301	大島郡与論町茶花2002-1		0997-97-4696
障害児学童保育所	1	霧島市国分ひまわり園	899-4332	霧島市国分中央3丁目45-1		0995-45-8908
	2	国分ほのぼの児童デイサービス	899-4332	霧島市国分中央1丁目9-28		0995-45-1929
	3	伊佐市障害児学童クラブ ステップ	899-2521	伊佐市大口鳥巣421	健康センター内	090-4991-3453
	4	障害児学童保育所ぱる	895-0072	薩摩川内市中郷町4708-1	サポートゾーンサニーサイト内	0996-20-6785
	5	障害児学童てんとうむし	896-0013	いちき串木野市栄町19番地		0996-47-7523
	6	きっずスペースi	896-0037	いちき串木野市別府3994番地3		0996-29-5230
	7	障害児学童保育所スクラム	890-0032	鹿児島市西陵1丁目45-3		099-283-6130
	8	どんぐりクラブ	890-0032	鹿児島市西陵3丁目23-7		090-3328-8229
	9	NPO法人デフネットかごしま学童保育	890-0015	鹿児島市草牟田町5-22	大和通信ビル1F	099-225-0615
	10	発達障害児支援通所事業所「あいぼーと」	899-0138	出水市住吉町32-38		0996-79-3976

鹿児島市児童クラブ一覧（2016年4月1日現在）

No	小学校区	児童クラブ名	所在地	電話番号
1	川上小	川上	川上町314-4	099-244-8393
2	"	川上第二	川上町322	099-243-1710
3	吉野小	吉野	吉野町2445	099-244-6845
4	"	吉野第二	吉野町3046-3	099-243-4466
5	"	吉野第三	吉野町2677-1	099-243-1120
6	吉野東小	吉野東	吉野町5203	099-243-9771
7	"	吉野東第二	吉野町6060-3	099-244-3121
8	"	吉野東第三	吉野町6060-3	099-244-0087
9	大明丘小	大明丘	大明丘一丁目5-20	099-244-3770
10	坂元小	坂元	玉里団地三丁目45-1	099-220-7826
11	"	坂元第二	玉里団地三丁目45-1	099-803-0964
12	坂元台小	坂元台	西坂元町58-2	099-248-3346
13	"	坂元台第二	西坂元町58-2	099-248-2506
14	清水小	清水	清水町8-15	099-248-1326
15	"	清水第二	春日町9-12	099-248-4649
16	大龍小	大龍	大竜町11-44	099-248-1320
17	山下小	山下	西千石町15-5	099-227-2748
18	草牟田小	草牟田	城山二丁目3-1	099-226-6356
19	原良小	原良	永吉一丁目14-16	099-259-3832
20	"	原良第二	原良三丁目5-8	099-803-2934
21	明和小	明和	明和二丁目1-1	099-281-2013
22	"	明和第二	明和二丁目1-1	099-803-5350
23	武岡小	武岡	武岡二丁目30-1	099-281-6348
24	"	武岡第二	武岡二丁目30-1	099-282-1881
25	武岡台小	武岡台	武岡五丁目37-2	099-281-3757
26	西田小	西田	薬師二丁目36-11(1階)	099-285-5403
27	"	西田第二	薬師二丁目36-11(2階)	099-251-8171
28	武小	武	武一丁目35-31(1階)	099-254-9462
29	"	武第二	武一丁目35-31(1階)	099-255-2265
30	田上小	田上	田上五丁目11-14	099-255-6336
31	"	田上第二	田上五丁目12-1	099-258-3761
32	西陵小	西陵	西陵三丁目33-15	099-281-2136
33	"	西陵第二	西陵三丁目33-15	099-281-2166
34	広木小	広木	広木一丁目1-80	099-275-5353
35	"	広木第二	広木一丁目4-1	099-265-2605
36	中洲小	中洲	上之園町28-1	099-206-8650
37	荒田小	荒田	荒田一丁目30-27	099-206-0166
38	八幡小	八幡	下荒田三丁目25-1	099-254-9477
39	"	八幡第二	下荒田三丁目25-1	099-258-9621
40	中郡小	中郡	郡元二丁目4-6	099-254-4918
41	紫原小	紫原	紫原二丁目24-2(1階)	099-259-1335
42	"	紫原第二	紫原二丁目24-2(2階)	099-259-1337
43	西紫原小	西紫原	紫原三丁目50-18(1階)	099-285-6550
44	"	西紫原第二	紫原三丁目50-18(2階)	099-285-3810
45	鴨池小	鴨池	真砂本町59-28	099-206-1110
46	"	鴨池第二	真砂本町59-28	099-803-3936
47	南小	南	東郡元町13-22	099-803-1145
48	宇宿小	宇宿	宇宿四丁目29-16	099-265-5584
49	向陽小	向陽	向陽一丁目14-1	099-265-3135
50	"	向陽第二	向陽一丁目14-1	099-803-3384
51	伊敷小	伊敷	伊敷五丁目19-1	099-229-1870
52	花野小	花野	花野光ヶ丘二丁目2-16	099-228-0491
53	"	花野第二	花野光ヶ丘一丁目1-1	099-228-0265
54	西伊敷小	西伊敷	西伊敷四丁目12-1	099-228-6488
55	伊敷台小	伊敷台	伊敷台五丁目20-20	099-229-5160
56	"	伊敷台第二	伊敷台四丁目20-1	099-220-6020
57	玉江小	玉江	下伊敷一丁目35-1	099-220-5721
58	"	玉江第二	下伊敷一丁目35-1	099-228-2882
59	"	玉江第三	下伊敷一丁目35-1	099-803-6942
60	"	玉江第四	下伊敷一丁目35-1	099-803-1175

No	小学校区	児童クラブ名	所在地	電話番号
61	小山田小	小山田	小山田町9398	099-238-2177
62	犬迫小	犬迫	犬迫町5745	099-238-0051
63	皆与志小	皆与志	皆与志町4351	099-238-2004
64	東桜島小	東桜島	東桜島町17	099-221-2700
65	谷山小	谷山	谷山中央一丁目4389-ハ(1階)	099-267-6523
66	"	谷山円明庵	谷山中央一丁目5027-3	099-269-3669
67	"	谷山第三	谷山中央一丁目4389-ハ(2階)	099-260-0131
68	西谷山小	西谷山	上福元町6464-1	099-267-5616
69	"	西谷山第二	上福元町6464-1	099-803-2374
70	東谷山小	東谷山	魚見町123-1	099-268-6700
71	"	東谷山第二	東谷山二丁目21-24	099-269-8882
72	和田小	和田	和田一丁目33-26	099-267-4134
73	錦江台小	錦江台	下福元町9236-5	099-261-9668
74	"	錦江台第二	錦江台一丁目70-1	099-262-2248
75	福平小	福平	下福元町8019-4	099-262-3190
76	"	福平第二	平川町819-3	099-803-4063
77	錫山小	錫山	下福元町11528-7	099-263-2831
78	中山小	中山	中山二丁目34-1	099-264-3415
79	"	中山第二	中山二丁目34-1	099-264-3480
80	"	中山第三	中山二丁目32-21	099-268-3141
81	"	中山第四	中山二丁目34-1	099-808-0006
82	桜丘西小	桜丘西	桜ヶ丘二丁目30-17	099-264-2164
83	"	桜丘西第二	桜ヶ丘二丁目35	099-264-7717
84	桜丘東小	桜丘東	桜ヶ丘六丁目13-1F	099-275-2614
85	"	桜丘東第二	桜ヶ丘六丁目13-2F	099-264-3220
86	星峯西小	星峯西	星ヶ峯四丁目9-1	099-264-0006
87	"	星峯西第二	星ヶ峯四丁目9-1	099-275-4110
88	"	星峯西第三	星ヶ峯四丁目9-1	099-803-6935
89	星峯東小	星峯東	星ヶ峯一丁目42-1	099-264-0645
90	宮川小	宮川	皇徳寺台四丁目11-1	099-275-2642
91	"	宮川第二	皇徳寺台四丁目26-1	099-803-1136
92	皇徳寺小	皇徳寺	皇徳寺台一丁目18-3	099-275-0350
93	"	皇徳寺第二	皇徳寺台二丁目50-1	099-803-1092
94	平川小	平川	平川町4375	099-803-3971
95	吉田小	吉田	西佐多町789-2	099-295-2603
96	本名小	本名	本名町2738-1	099-294-3662
97	宮小	宮	宮之浦町932-1	099-294-2777
98	本城小	本城	本城町1696	099-294-1152
99	牟礼岡小	牟礼岡	牟礼岡一丁目3-2	099-294-8905
100	桜洲小	桜洲	桜島小池町55	099-293-2434
101	桜峰小	桜峰	桜島松浦町355	099-293-3676
102	瀬々串小	瀬々串	喜入瀬々串町3500	099-347-0081
103	中名小	中名	喜入中名町976	099-345-0112
104	喜入小	喜入	喜入町6993	099-345-1223
105	前之浜小	前之浜	喜入前之浜町7076-2	099-343-0074
106	生見小	生見	喜入生見町1365	099-343-0081
107	松元小	松元	上谷口町987-1	099-278-0660
108	春山小	春山	春山町1820-7	099-278-0085
109	"	春山第二	春山町1824-2	099-803-3867
110	石谷小	石谷	石谷町1385-2	099-278-1145
111	郡山小	郡山	郡山町2519-5	099-298-4010
112	南方小	南方	川田町1415	099-298-7044
113	花尾	花尾	花尾町170	099-298-7811

2016年 社会福祉法人及び学校法人等

No	小学校区	施設名	法人名	所在地	電話番号
1	清和	清和児童クラブ (竹之迫保育園)	(社福)泉心会	中山町4943-3	099- 267-5591
2	清和	学童クラブペコちゃん (ペコちゃん保育園)	(社福)愛和会	東谷山五丁目28-21	099- 268-3081
3	松原	大谷幼稚園学童クラブ	(学)鹿児島大谷 学園	新町2-7	099- 223-6615
4	伊敷	リバーサイド伊敷 (伊敷保育園)	(社福)伊敷福祉会	伊敷七丁目16-12	099- 229-8851
5	清水	同胞学童クラブ (同胞保育園)	(社福)鹿児島県 社会福祉事業団	柳町3-20	099- 222-2654
6	川上	学童保育すみれクラブ (城ヶ丘保育園)	(社福)川上福祉会	川上町3472	099- 213-9069
7	名山	名山小児童クラブ	保育所みなと大通り園	山下町16-12	099- 222-1776
8	和田	西谷山保育園和田分園 学童保育	(社福)正聖会	和田二丁目2-1	099- 260-0221
9	中山	中山 小羊児童クラブ	(宗法) 日本バプテスト 鹿児島キリスト教会	中山二丁目16-16	099- 266-1357
10	荒田	ブリリアント児童保育	NPO法人 Familiar	荒田一丁目7-10	099- 251-9700
11	清水	放課後児童クラブ ハピネス	NPO法人 かごしまハピネス	池之上町8-6	099- 248-8418
12	八幡	こどもえんチャトンの おうち児童クラブ	こどもえんチャトンのおうち	下荒田三丁目28-12	099- 206-7739
13	山下	山下Genkids	NPO法人 かごしま保育クラブ	平之町10-1	099- 226-9466
14	西谷山	西谷山保育園学童保育	(社福)正聖会	西谷山二丁目16-8	099- 269-5075
15	西谷山	学童クラブ未来 (御所保育園)	(社福)清豊福祉会	上福元町5682	099- 267-4909
16	吉野	アフタースクール錦ヶ丘 (錦ヶ丘保育園)	(社福)塔ノ原福祉会	吉野町2223-6	099- 243-7704
17	広木	こどもえんチャトンの おうち児童クラブ広木	こどもえんチャトンのおうち	広木二丁目66-3	080- 9109-2234